



第2期 大阪狭山市
**子ども・子育て
支援事業計画**

さやまっ子のびのびプラン

令和2年度～令和6年度



令和2年3月
大阪狭山市

は じ め に

我が国における少子化の進行並びに家庭や地域を取り巻く環境の変化に伴い、子ども及び保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざして、平成 27 年 4 月に子ども・子育て支援新制度がスタートしました。本市では、子ども・子育て支援新制度がめざす取組みとして、これまでの子育て支援に関する施策の進捗状況や課題を整理し、「ともに育ち ともに支え 一人ひとりが輝くまち」を基本理念とした「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）」を平成 27 年 3 月に策定しました。

この計画に基づき、子育て家庭が安心して子育てに取り組める社会の実現に向けて、子育て支援・世代間交流センター“UP っぶ”の開設をはじめ、待機児童対策として保育所や認定こども園の増設とともに既存施設の定員拡大、利用者支援事業、妊産婦タクシー利用助成事業、育児パッケージのプレゼント、子育て情報アプリの配信など、新たな事業も開始し、様々な子育て支援事業を進めてまいりました。

「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）」は令和 2 年 3 月末で計画期間が満了することをふまえ、引き続き第 2 期計画を策定し、「生涯住み続けたいまち 大阪狭山市」をめざして、子育て施策の推進、子どもの貧困対策や教育環境のさらなる充実、安全で安心なまちづくりに向けた施策をさらに推進してまいります。

結びに、この計画にあたってご尽力をいただきました大阪狭山市子ども・子育て協議会の委員の皆さまをはじめ、関係団体、市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和 2 年（2020 年）3 月

大阪狭山市長 古川 照人



目 次



第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけ	6
3 計画期間	6
4 制度改正等のポイント	7
5 計画の策定方法	9
第2章 大阪狭山市の子ども・子育てをとりまく状況と評価	13
1 人口等の推移	13
2 子育て家庭の状況	17
3 就労状況について	26
4 教育・保育事業について	34
5 生活環境等について	39
6 個別施策の評価	41
第3章 計画の基本的な考え方	45
1 基本理念	45
2 基本的な視点	45
3 基本目標	46
4 計画の体系	47
第4章 子育て支援に関する施策展開	51
基本目標1 子どもが心豊かに育つように	52
1 子どもの人権を尊重する環境づくり	52
2 乳幼児期における質の高い教育・保育の安定的な供給	53
3 豊かな人間性を培う教育の推進	54
4 子どもの居場所づくり	55
基本目標2 楽しく子育てができるように	57
1 母と子の心とからだの健康と安心の確保	57
2 家庭における子育て力の向上	58
3 子育てを支援する多様なサービスの充実	59
4 子育てを支援する相談体制及び情報提供体制の充実	60
5 配慮が必要な子どもと家庭への支援	61

基本目標3 子育てを見守り支え合えるように	63
1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり	63
2 地域における子育て力の向上	64
3 親子が安心して暮らせる環境づくり	65
4 子どもの貧困対策の充実	66
第5章 教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の	
量の見込みと提供体制	71
1 教育・保育の提供区域	71
2 子育て支援に関する量の見込みの推計方法等について	72
3 教育・保育に関する実績と量の見込み及び提供体制の確保方策	75
4 地域子ども・子育て支援事業に関する実績と量の見込み	
及び提供体制の確保方策	77
第6章 計画の推進に向けて	89
1 計画の推進体制	89
2 計画の公表及び周知	89
3 計画の点検・評価	90
資 料 編	93
1 大阪狭山市子ども・子育て協議会条例	93
2 大阪狭山市子ども・子育て協議会委員名簿	95
3 大阪狭山市子ども・子育て協議会の審議経過	96
4 大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画策定経過	97



第 1 章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、我が国では少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化により、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このため、大阪狭山市（以下、「本市」という。）では、平成24年に制定された「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年3月に「ともに育ち ともに支え 一人ひとりが輝くまち」を基本理念とした「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）」を策定し、子育て家庭が安心して子育てに取り組める社会の実現に向けた、様々な子育て支援事業に取り組んできました。

平成28年4月には子ども・子育て支援法が改正され、仕事・子育て両立支援事業の創設や待機児童解消の取組みの支援を行う等の内容が追加されるなど、子ども・子育て支援施策に関し、様々な改正が行われてきました。

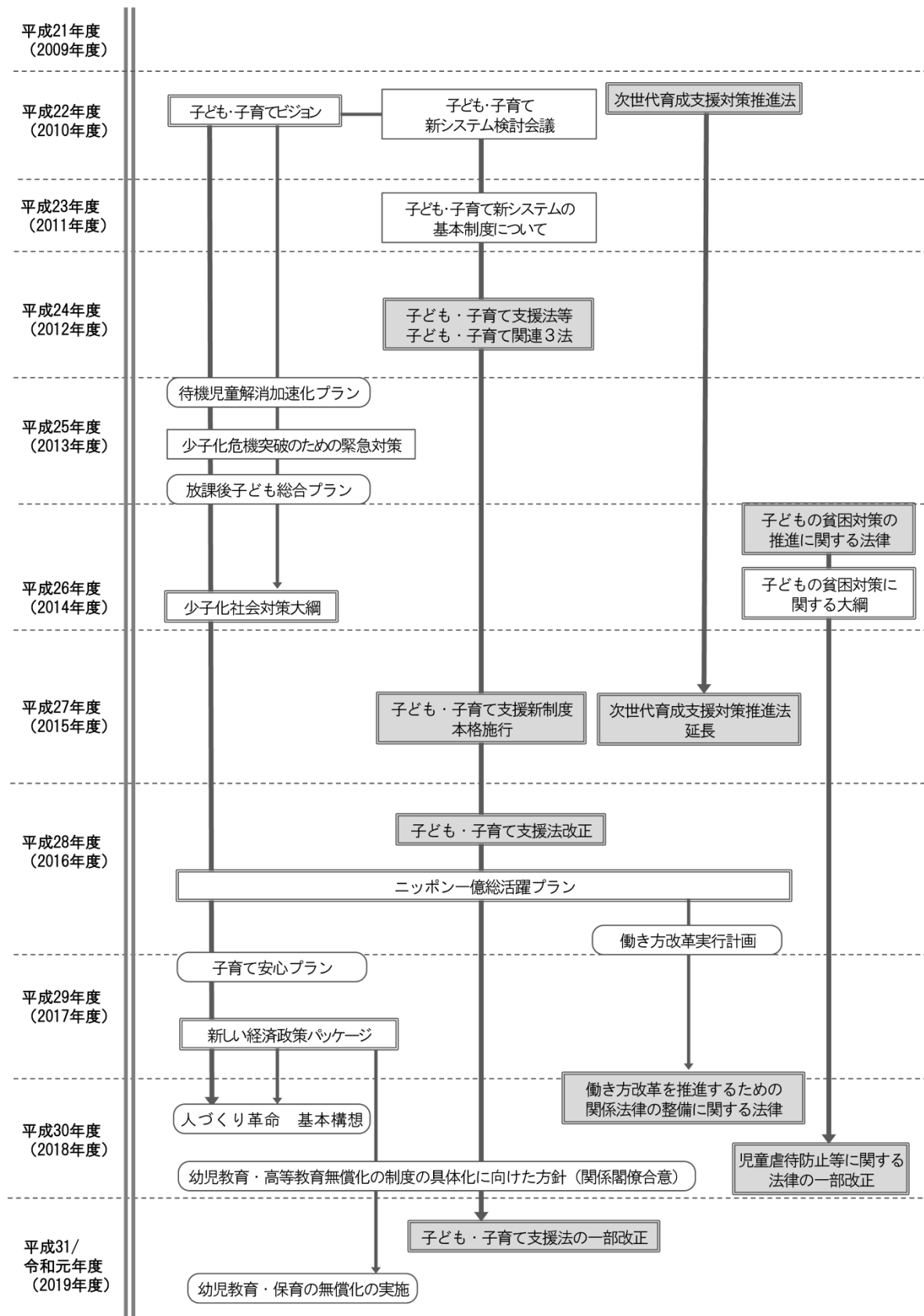
また、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」においては、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性」や「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確化され、小・中・高の教育へつながる『育むべき力』は何か、それを踏まえて幼児教育活動はどうあるべきかについて検討され、平成29年3月に改訂が行われました。

令和元年10月には、少子化対策の一環として、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が実施される等、新制度開始以降に様々な社会的状況の変化が生じていることから、これらに対応し、「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会」をめざすとともに、子どもの視点に立ち、子どもの発達が保障されるよう、良質な教育・保育内容を提供することが必要となっています。

本市では、上記の動向及び現行計画である「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）」の進捗状況や、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況や潜在的な利用希望と内容を含めたニーズを把握し、市内における教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保とその実施時期、また、子どもの貧困対策等についての内容等を盛り込んだ「第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）」（以下、「本計画」という。）を策定し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進します。

子ども・子育てに関する大阪狭山市の取組み

【国の動向】



【大阪狭山市の動向】

	《就学前児童》	《就学児童》
「大阪狭山市次世代育成支援 対策行動計画」(後期)策定 (平成22年3月)	・発達障がい児支援事業「手をつなGO！」開始 ・「赤ちゃんの駅」設置推進事業開始 ・プレイセンター事業開始 ・子ども医療費の入院医療費助成対象を中学校3年生までに拡大	・全小学校に「地域防犯ステーション」を設置 ・学校給食のアレルギー除去食の提供開始
	・認定子育てサポーター事業開始 ・つぼみ保育園の定員拡大(60人→120人)	
	・妊婦健康診査費用の全額助成 ・幼稚園預かり保育時間の1時間延長(午後5時まで) ・ルンビニ保育園の定員拡大(60人→80人)	・放課後児童会の開設時間延長 ・南第三小学校で「さやま元気っこ推進事業」のモデル事業を開始 ・小学校低学年クラスで「さやまっ子ティーチャー事業」開始
「いじめ防止方針」策定 (平成26年2月)	・山本保育園(定員80人)を開設	・全中学校の普通教室にエアコン設置 ・小学校高学年や中学校で「さやまっ子ティーチャー」事業拡大
「大阪狭山市子ども・ 子育て支援事業計画」 (さやまっ子のびのびプラン)策定 (平成27年3月)		・学校にスクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカーを配置 ・「さやま元気っこ推進事業」を本格的に実施
「大阪狭山市教育振興基本計画」 策定(平成27年3月)	・子育て世代包括支援センターを開設(ぼっぼえん、保健センター) ・幼保一元化施設「こども園」を認定こども園に移行 ・「育児パッケージ」プレゼント実施 ・山本保育園の定員を拡大し、認定こども園に移行(80人→95人) ・ルンビニ保育園の定員拡大(80人→90人) ・子ども医療費の通院医療費助成対象を中学校3年生までに拡大	・子どもの貧困対策事業として 中学3年生を対象に「学習支援」を実施
	・花梨つばさ保育園(定員120人)を開設 ・利用者支援事業を開始し、「保育・子育てコンシェルジュ」をぼっぼえんに配置 ・妊産婦タクシー利用助成事業の開始 ・大野台保育園の定員を拡大し、認定こども園に移行(90人→105人) ・つぼみ保育園の定員を拡大し、認定こども園に移行(120人→135人)	・東放課後児童会の専用教室を新設
	・子育て情報アプリ「さやまっ子」の配信開始 ・市立幼稚園にエアコン設置とトイレ改修工事の実施 ・市立幼稚園・こども園で3歳児保育事業開始 ・市立幼稚園・こども園で長期休業期間の預かり保育の拡充	・小学校の普通教室にエアコン設置 ・第七放課後児童会の専用教室増設
	・池尻なな保育園(定員105人)開設 ・「子育て支援・世代間交流センター“UPぷぷ”」開設 ・大野台こども園の定員拡大(105人→117人)	・北放課後児童会の専用教室を新設 ・生活困窮者子どもの学習支援事業(中学生対象)開始
「第2期大阪狭山市子ども・ 子育て支援事業計画」 (さやまっ子のびのびプラン)策定 (令和2年3月)	・大谷さやまこども園(定員201人)を開設 ・大野台こども園の定員拡大(117人→219人)	・生活困窮者子どもの学習支援事業(小学生[4～6年生]対象)開始
「第2期大阪狭山市教育振興基本 計画」策定(令和2年3月)		

2 計画の位置づけ

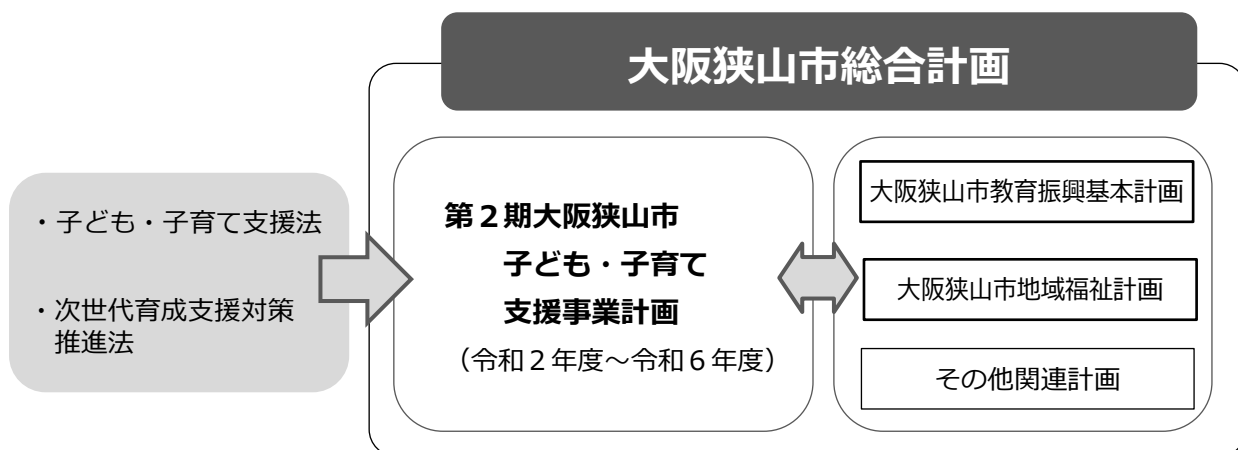
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえ策定するものです。

「市町村子ども・子育て支援事業計画」は、主に就学前児童を対象とした学校教育・保育のほか、子育て支援にかかる計画となることから、次世代育成支援対策推進法に関する施策や事業等を本計画に包含し、就学児童も含めた子どもと子育てに関する総合的な計画としました。

本市の市政運営の柱となる「大阪狭山市総合計画」を上位計画とし、「教育振興基本計画」をはじめ分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を図り、策定するものです。

さらに、「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画（さやまっ子のびのびプラン）〔平成27年度～平成31（令和元）年度〕」の進捗状況を本計画において検証し、引き続き取り組むべき課題を盛り込むこととします。

計画の位置づけ



3 計画期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を対象とします。

また、基本指針に基づき、本計画の達成状況の点検や施策等の評価を年度ごとに実施し、その結果に応じて必要な場合には計画の見直しを行います。

計画期間

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和元)年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画 (さやまっ子のびのびプラン)									
					第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画 (さやまっ子のびのびプラン)				

4 制度改正等のポイント

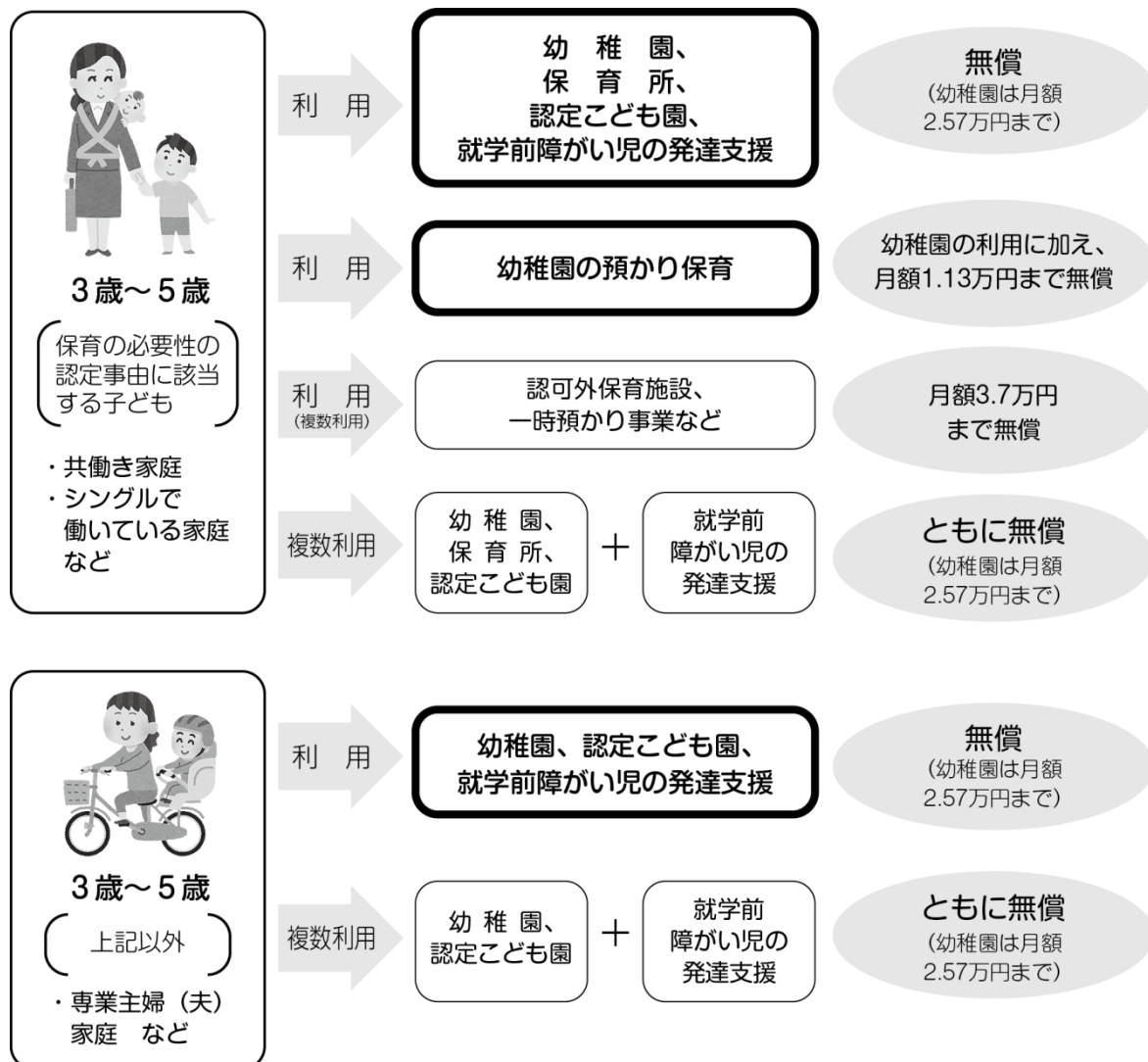
(1) 子ども・子育て支援法の改正

令和元年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても保育料の無償化を実施することとなりました。

幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



(2) 基本指針の改正にかかる留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めることとなりました。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討することとなりました。

③ 外国にルーツのある乳幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国にルーツのある乳幼児の増加が見込まれることを踏まえ、乳幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し、より充実した支援を講じることとなりました。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこととなりました。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意することとなりました。
- ・放課後児童会（放課後健全育成事業）の量の見込みは、可能な限り学年ごとに算出することとなりました。また、「小1の壁」や「待機児童」解消をめざした新たな目標に向け、放課後児童会のさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成をめざし、事業を充実することとなりました。

(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

平成 28 年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、平成 30 年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、すべての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制の構築をめざすこととなりました。

5 計画の策定方法

(1)「大阪狭山市子ども・子育て協議会」による審議

公募による市民、学識経験者、児童の健全育成を目的とする団体の代表、保育所や幼稚園、子育て支援事業の関係者で構成する「大阪狭山市子ども・子育て協議会」を設置し、本計画に関する審議を行い、幅広い意見をいただきました。

(2)「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画推進本部」による審議

市長を本部長とする「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画推進本部」を設置し、福祉・保健・医療・教育・生活など全庁的な体制の下に、計画策定を進めました。

(3) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたっては、市民の意見を反映するため、就学前児童・就学児童の保護者を対象に「子どもの育ちと子育てに関するアンケート調査」（以下「H30 年度アンケート調査」という。）を実施しました。

子どもの育ちと子育てに関するアンケート調査

項目	就学前児童用	就学児童用
調査対象者	就学前児童の保護者（1,000 件）	就学児童の保護者（1,000 件）
抽出方法	無作為抽出	
調査方法	郵送による配布・回収	
回収数	443 件	472 件
回収率	44.3%	47.2%
調査期間	平成 31 年 2 月 7 日 ～ 2 月 20 日	

調査結果の数値については小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。

なお、基数となる実数は「n」として掲載し、各グラフや表の比率は「n」を母数とした割合を示しています。

また、複数回答が可能な設問では、各項目の割合の合計が100%を超える場合があります。

(4) パブリックコメントの実施

本計画素案に関するパブリックコメント（令和2年2月3日～21日）を実施し、市民意見の聴取に努めました。



第2章

大阪狭山市の子ども・子育てを とりまく状況と評価

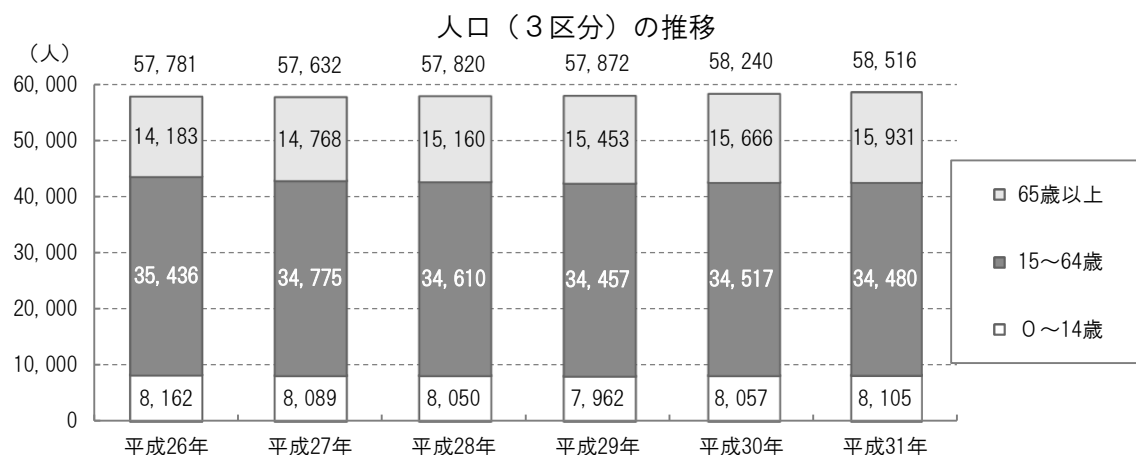


第2章 大阪狭山市の子ども・子育てをとりまく状況と評価

1 人口等の推移

(1) 人口（3区分）の推移

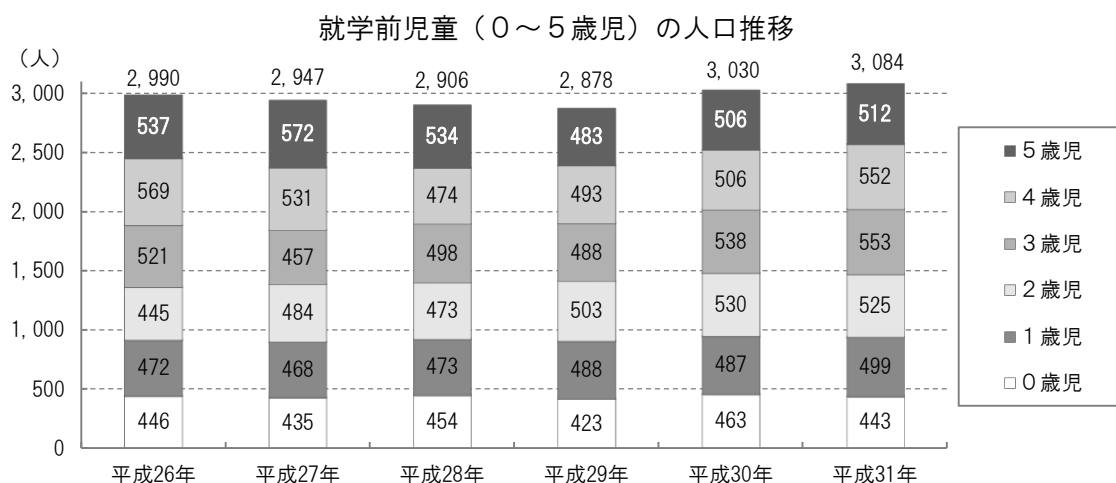
本市の総人口は微増傾向にあり、3区分別にみると65歳以上の人口は増加傾向にあります。一方で、15～64歳の人口、0～14歳の人口は減少傾向にありましたが、平成29年以降は増加傾向にあり、総人口も増加しています。



資料：大阪狭山市「住民基本台帳」各年3月31日現在

(2) 就学前児童の人口の推移

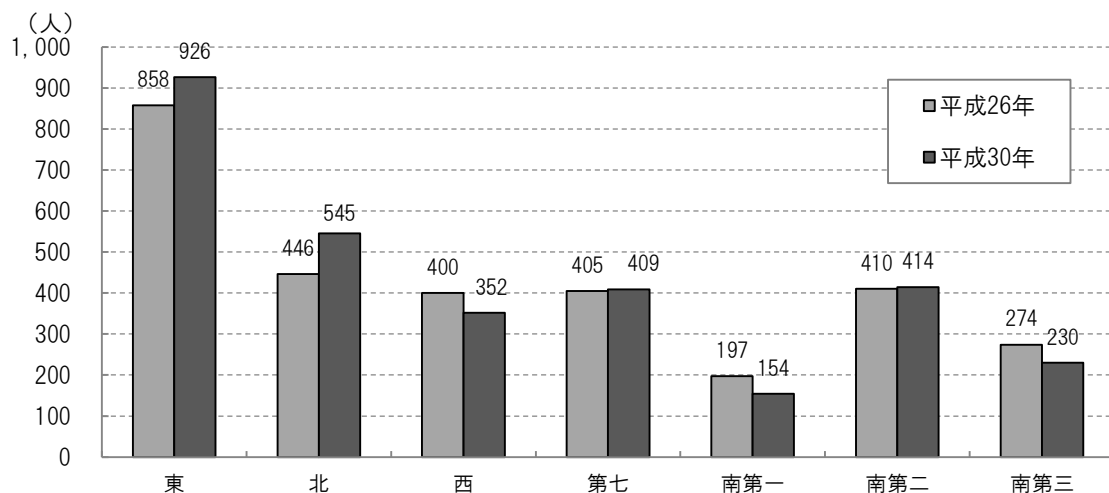
就学前児童の人口は減少傾向にありましたが、平成29年以降は増加に転じています。1歳階級別にみると、平成29年以降はいずれの年齢階級も増加傾向にあり、特に3～5歳児の人口が大きく増加しています。



資料：大阪狭山市「住民基本台帳」各年3月31日現在

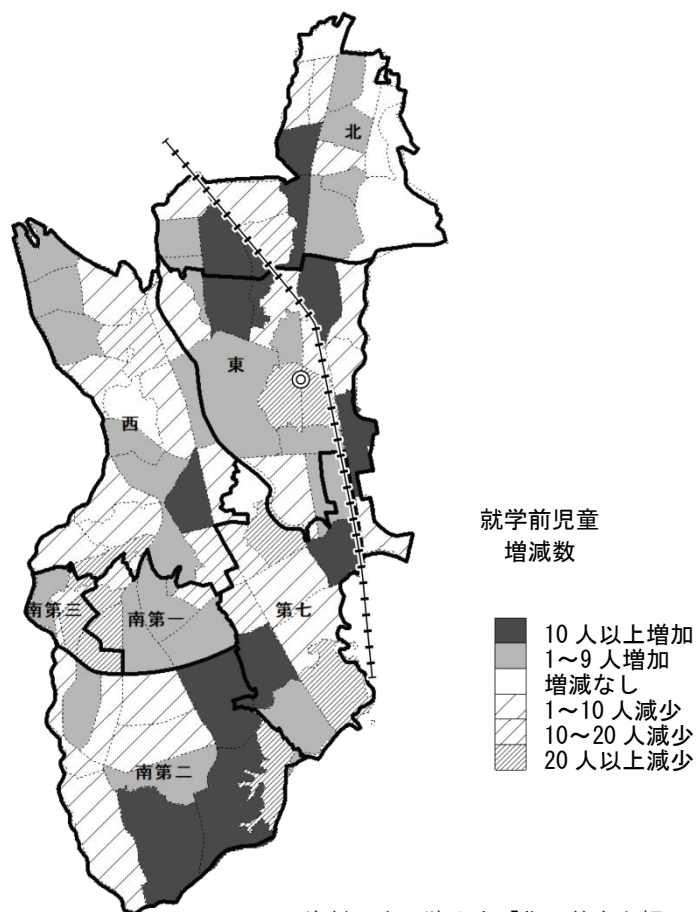
就学前児童の小学校区別の人口推移をみると、東、北小学校区で増加しており、西、南第一、南第三小学校区で減少しています。

小学校区別 就学前人口の推移（平成 26 年→平成 30 年）



資料：大阪狭山市「住民基本台帳」各年3月31日現在

小学校区別就学前人口の増減数（平成 26 年→平成 30 年）

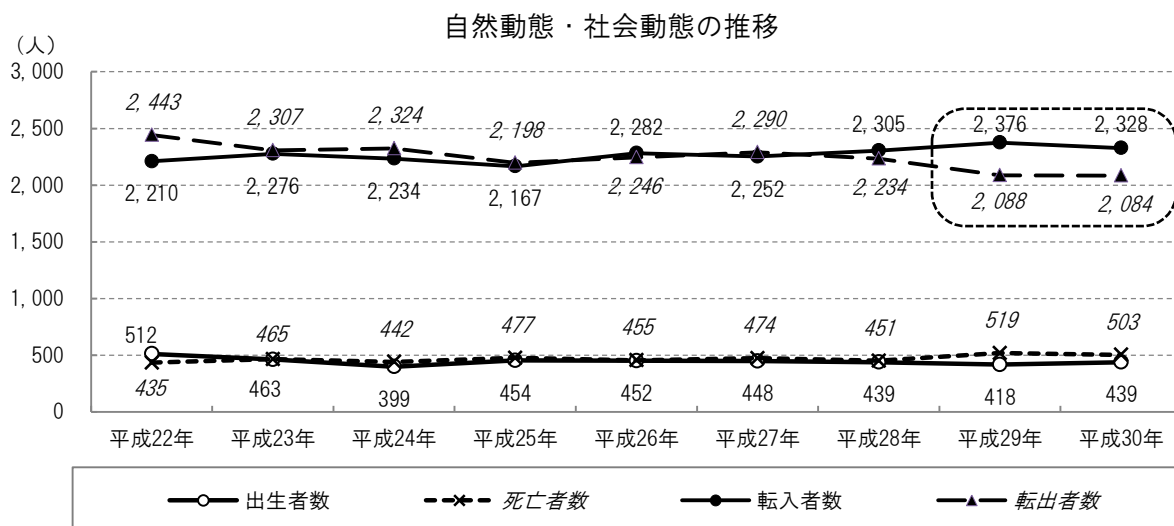


資料：大阪狭山市「住民基本台帳」各年3月31日現在

(3) 自然動態・社会動態の推移

自然動態の推移をみると、死亡者数が出生者数を上回る状況となっていますが、その差異は少ない状況です。

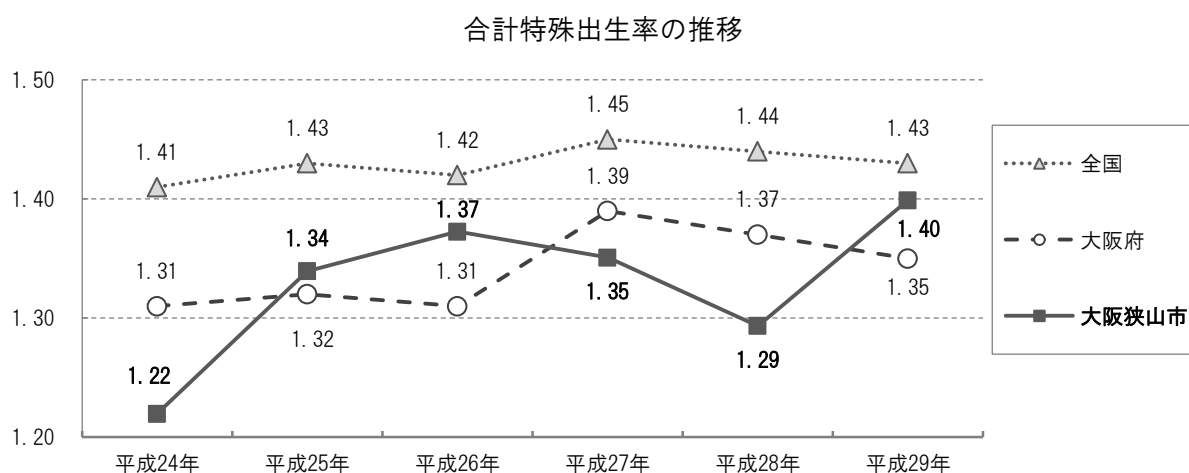
社会動態の推移をみると、平成 28 年以降は転入者が転出者を上回る社会増となっており、平成 29 年以降の増加幅が特に大きくなっていることが、総人口増の要因となっています。



資料：大阪狭山市「住民基本台帳」各年 12 月 31 日現在

(4) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率（一人の女性（15～49 歳）が一生の間に産む子どもの平均人数）は、平成 26 年を境に下降に転じましたが、平成 29 年には 1.40 まで回復しています。

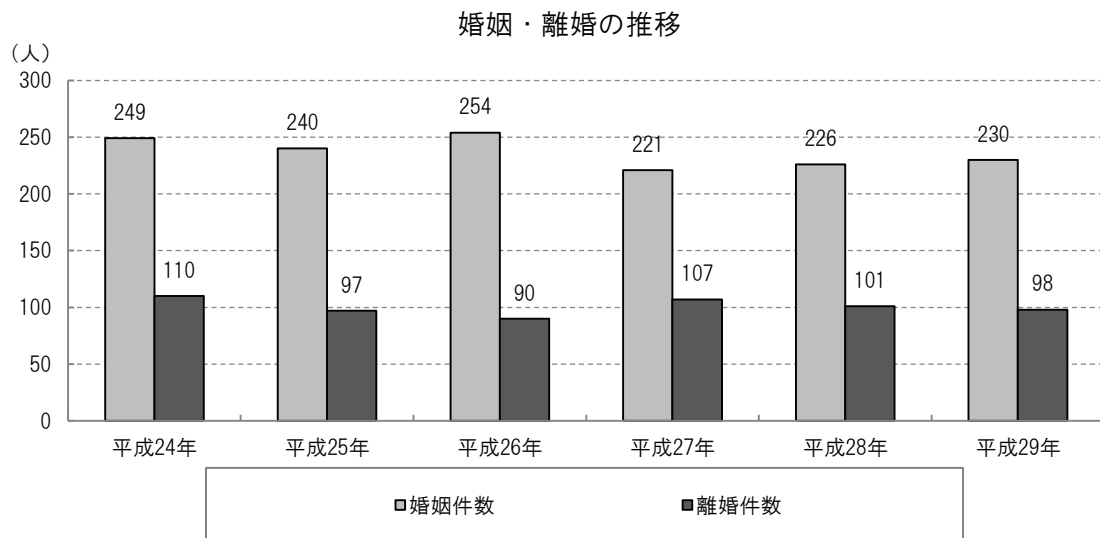


資料：人口動態統計、大阪府衛生年報

(5) 婚姻・離婚の推移

婚姻・離婚の推移をみると、「婚姻件数」については、平成26年から平成27年にかけて減少しており、その後微増傾向となっています。

「離婚件数」については、増減を繰り返していましたが、平成27年以降は減少傾向となっています。



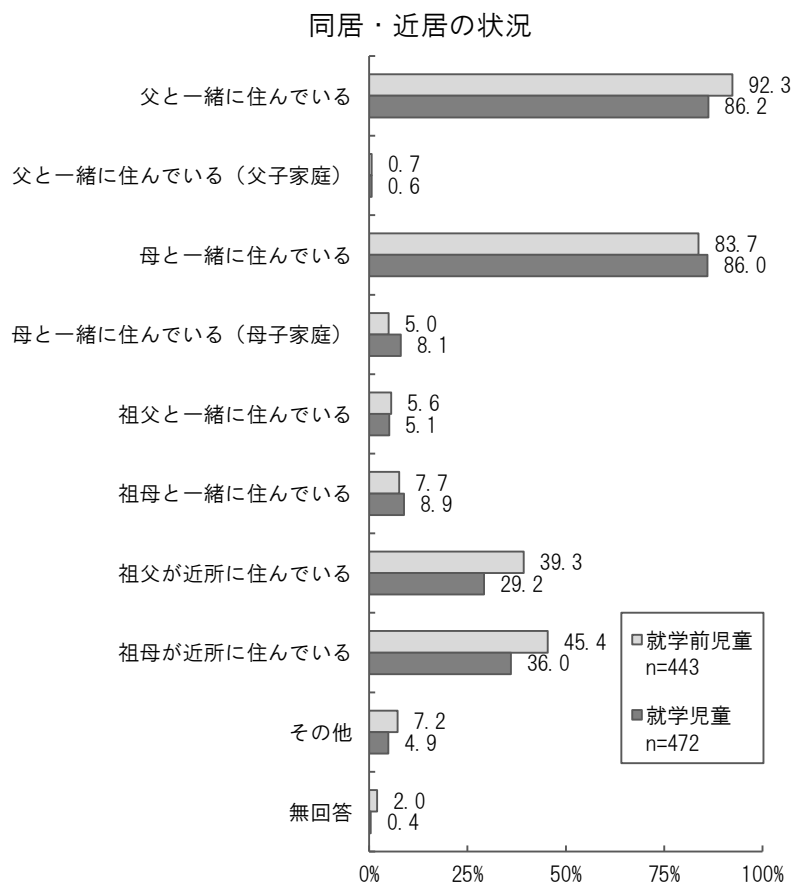
資料：人口動態統計

2 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯をとりまく状況

① 同居・近居の状況

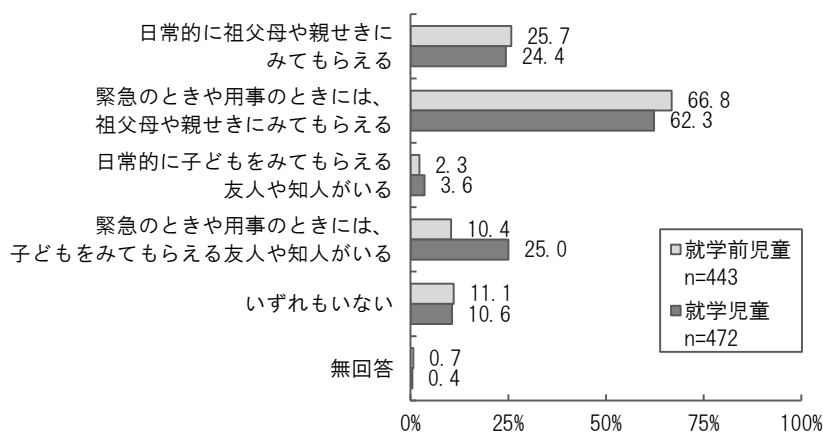
同居・近居の状況をみると、就学前児童・就学児童ともに「父と一緒に住んでいる」(92.3%・86.2%)、「母と一緒に住んでいる」(83.7%・86.0%)が高くなっています。次いで「祖母が近所に住んでいる」(45.4%・36.0%)、「祖父が近所に住んでいる」(39.3%・29.2%)となっています。



資料：H30 年度アンケート調査結果報告書

親族・知人等協力者の状況をみると、「緊急のときや用事のときには、祖父母や親せきにみてもらえる」方は就学前児童66.8%・就学児童62.3%、「日常的に祖父母や親せきにみてもらえる」方は就学前児童25.7%・就学児童24.4%と、親族の協力者は多い状況です。

親族・知人等協力者の状況

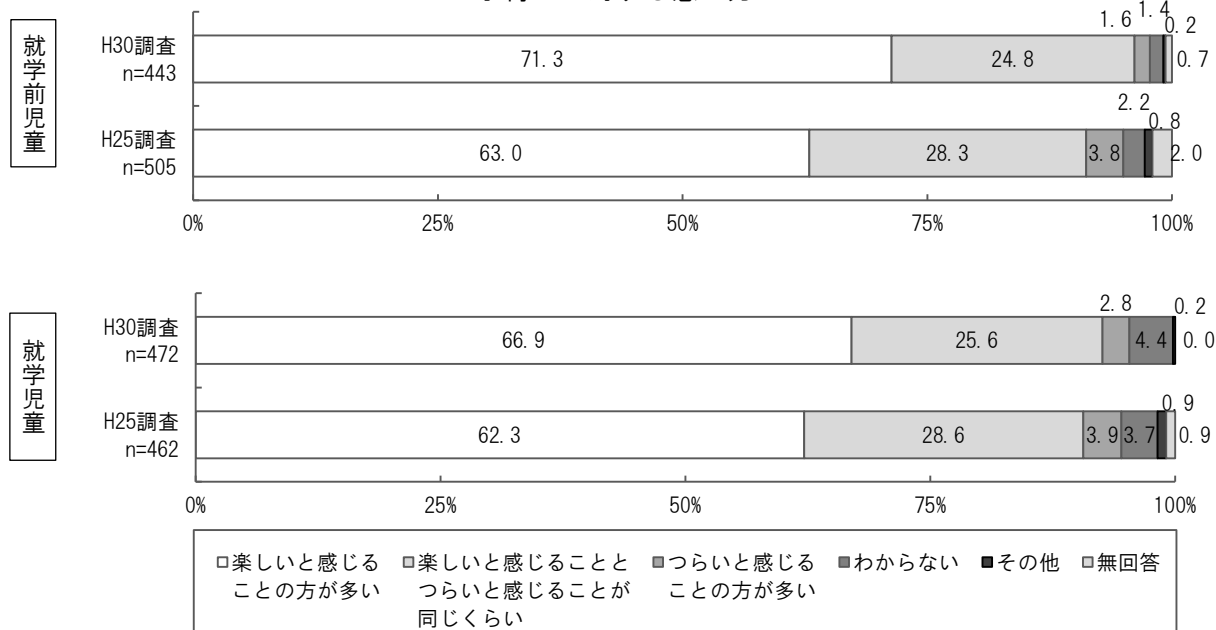


資料：H30 年度アンケート調査結果報告書

② 子育てに対する意識

子育てに対する感じ方をみると、就学前児童・就学児童ともに「楽しいと感じることの方が多い」(71.3%・66.9%)が最も高くなっており、平成25年調査と比較すると、就学前児童・就学児童ともに増加しています。

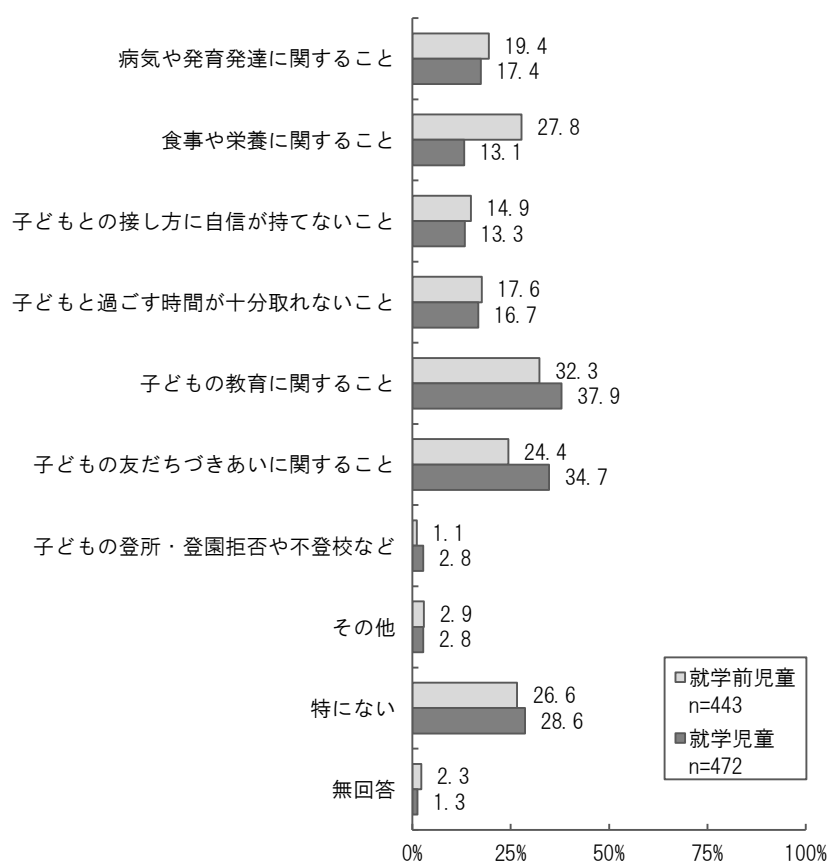
子育てに対する感じ方

資料：H30 年度アンケート調査結果報告書
H25 年度アンケート調査結果報告書

子育てに関して日常悩んでいること・気になることのうち『子どもに関すること』では、就学前児童・就学児童ともに「子どもの教育に関すること」(32.3%・37.9%)が最も高く、次いで就学前児童では「食事や栄養に関すること」(27.8%)、就学児童では「子どもの友だちづきあいに関すること」(34.7%)となっています。

子育てに関して日常悩んでいること・気になること

(1) 子どもに関すること

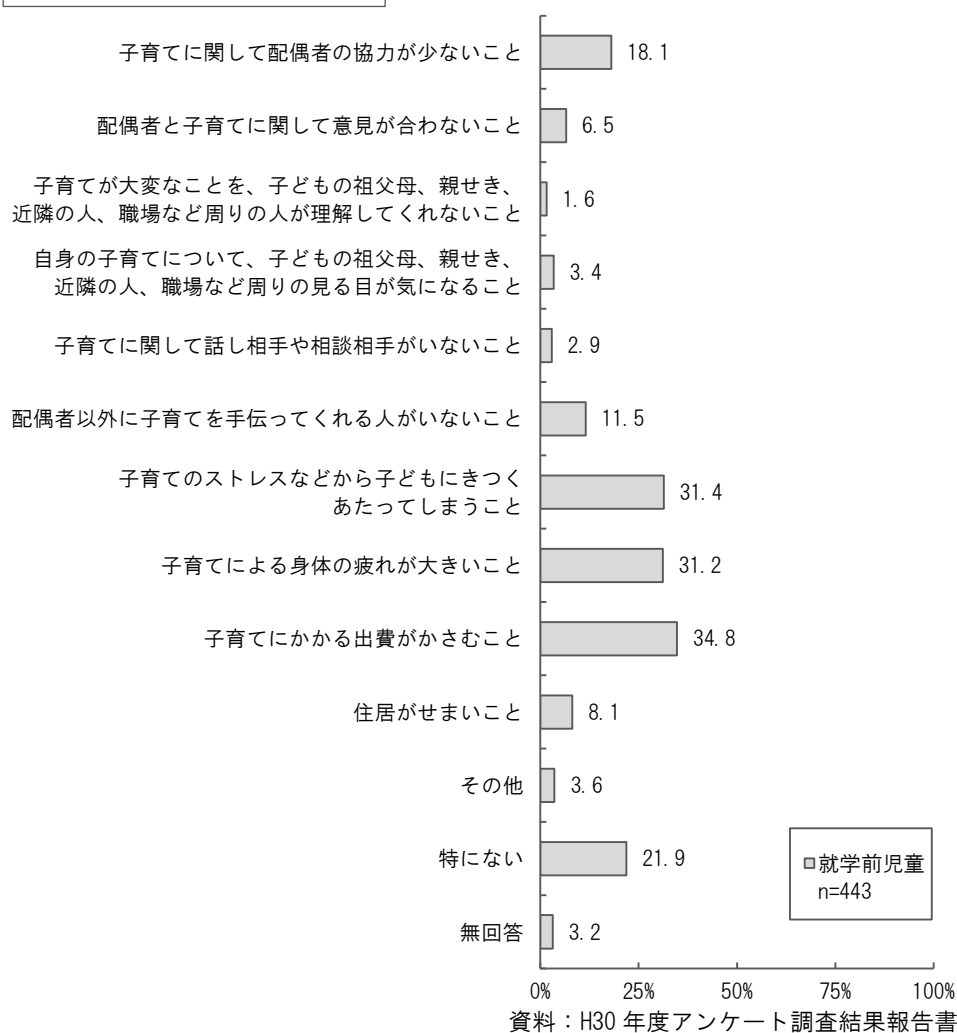


資料：H30 年度アンケート調査結果報告書

子育てに関して日常悩んでいること・気になることのうち『自身に関すること』では、就学前児童・就学児童ともに「子育てにかかる出費がかさむこと」(34.8%・44.1%)が最も高く、次いで就学前児童では「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」(31.4%)、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」(31.2%)、就学児童では「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分に取れないこと」(27.3%)、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」(20.8%)が上位となっています。

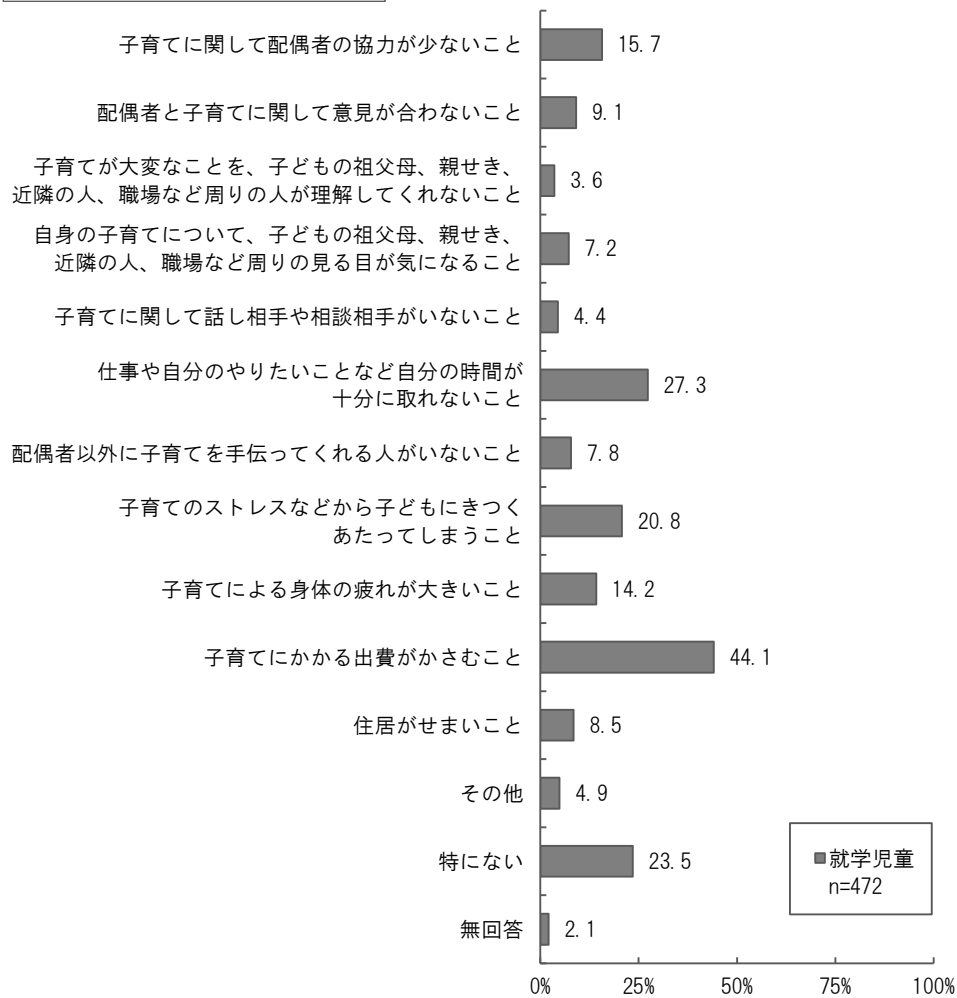
子育てに関して日常悩んでいること・気になること

(2) 自身に関すること



子育てに関して日常悩んでいること・気になること

(2) 自身に関すること

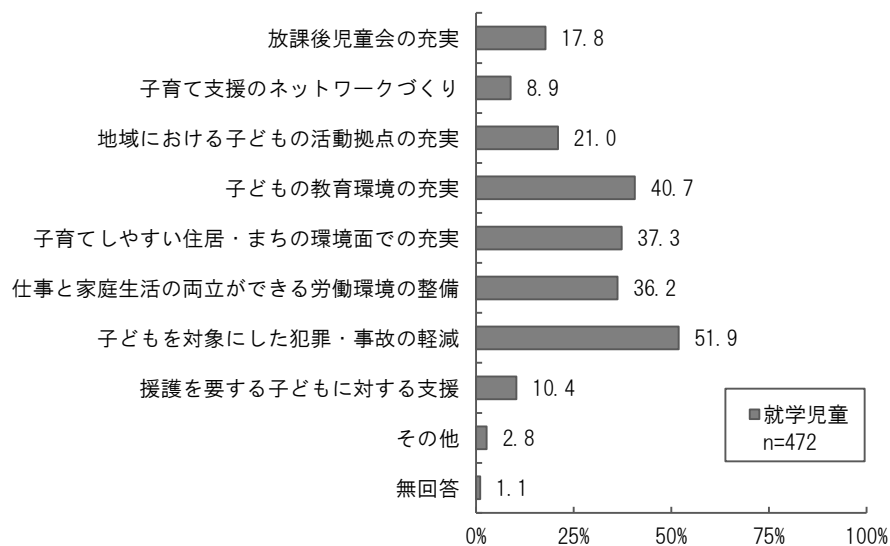
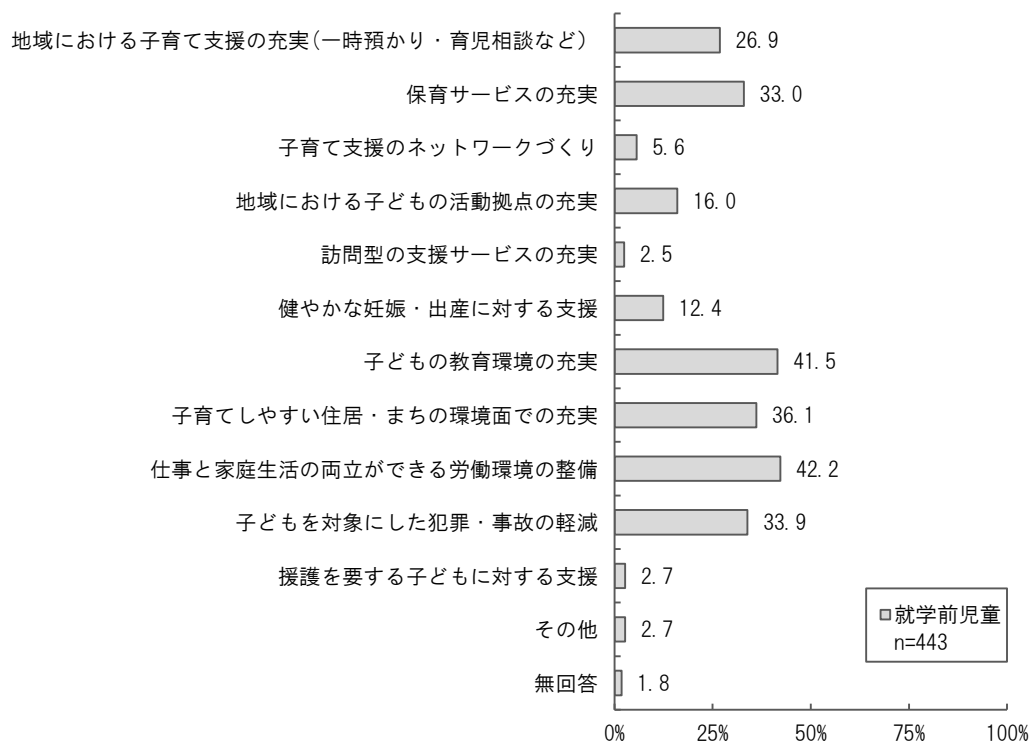


資料：H30 年度アンケート調査結果報告書

③ 子育てに必要な支援・対策

子育てに必要な支援・対策としては、就学前児童は「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」(42.2%)、就学児童は「子どもを対象にした犯罪・事故の軽減」(51.9%)が最も高くなっています。

子育てに必要な支援・対策



資料：H30 年度アンケート調査結果報告書

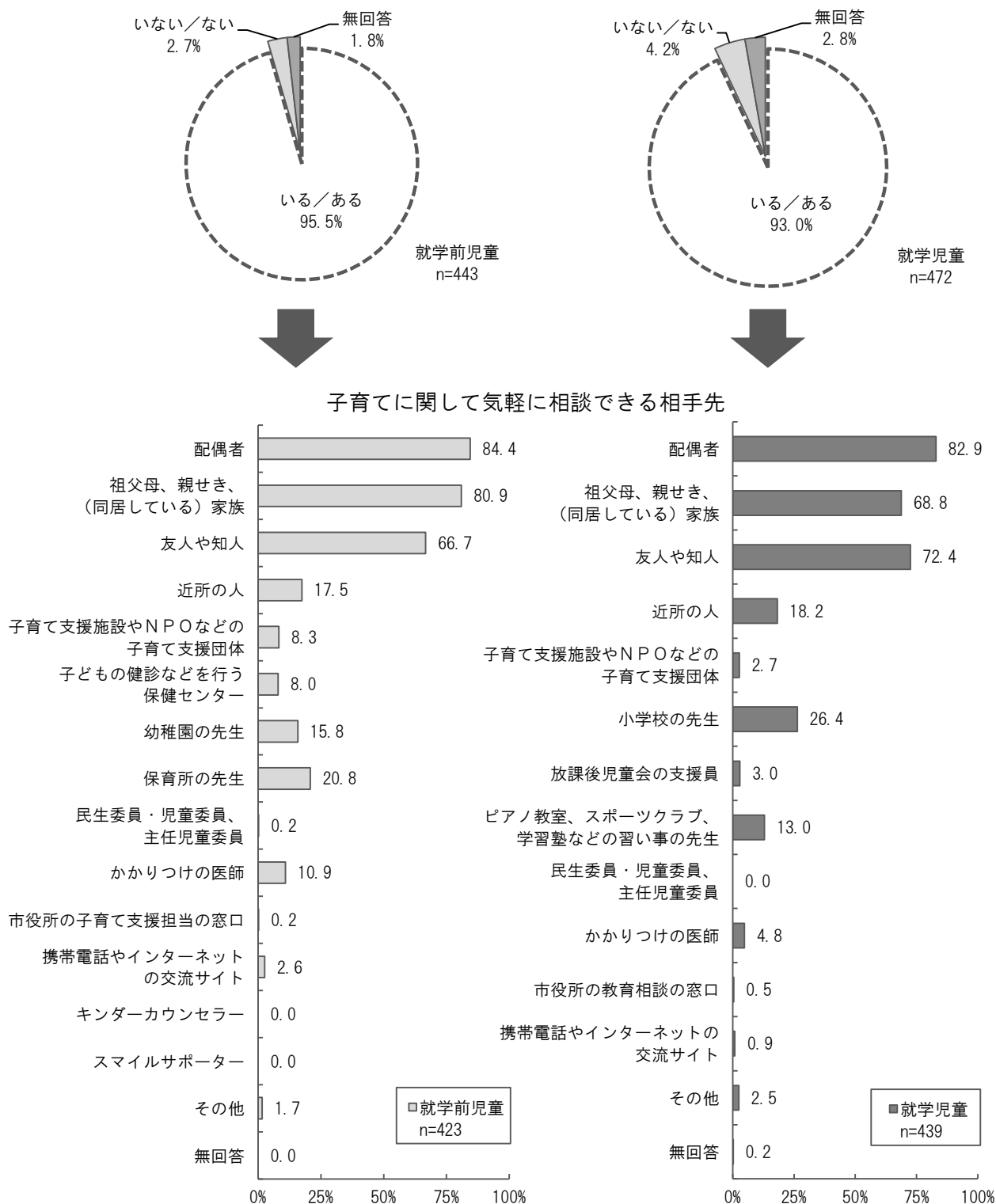
課題

「仕事と家庭生活の両立に向けた労働環境の整備」「子どもの教育環境」「子育てしやすい環境づくり」など様々な視点からの『環境』づくりに向けた支援が求められており、より実効性の高い具体的な施策について検討が必要となります。

④ 子育てに関する相談相手

子育てに関して気軽に相談できる人の有無については、「いる／ある」が就学前児童95.5%・就学児童93.0%と大多数を占めており、その相談相手は「配偶者」「祖父母、親せき、（同居している）家族」「友人や知人」となっています。

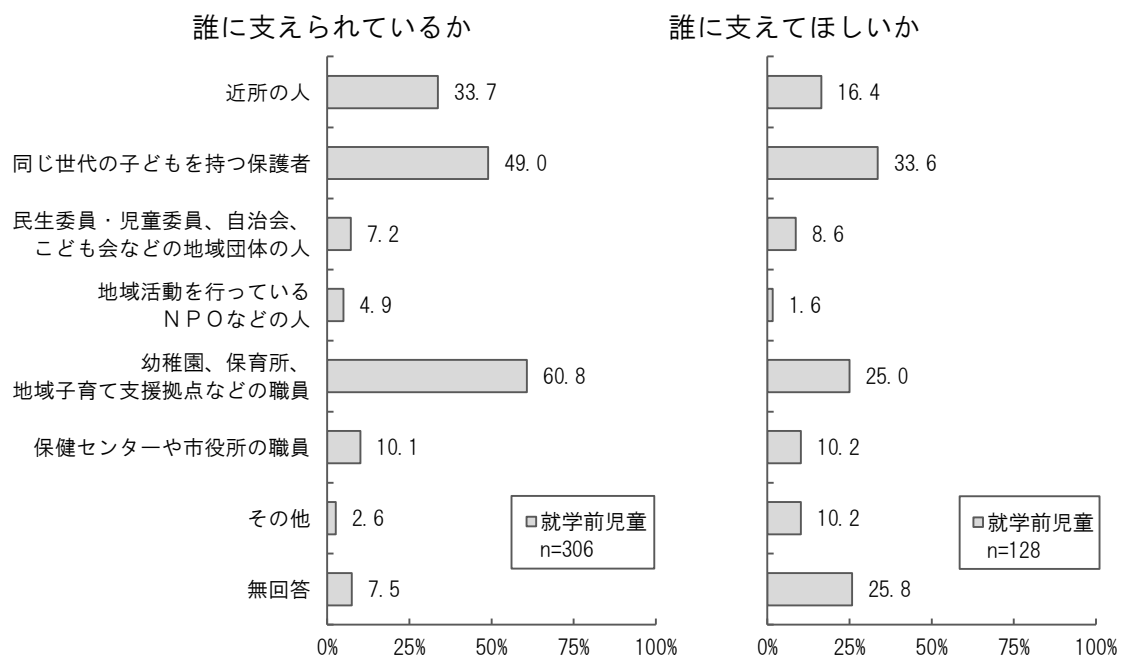
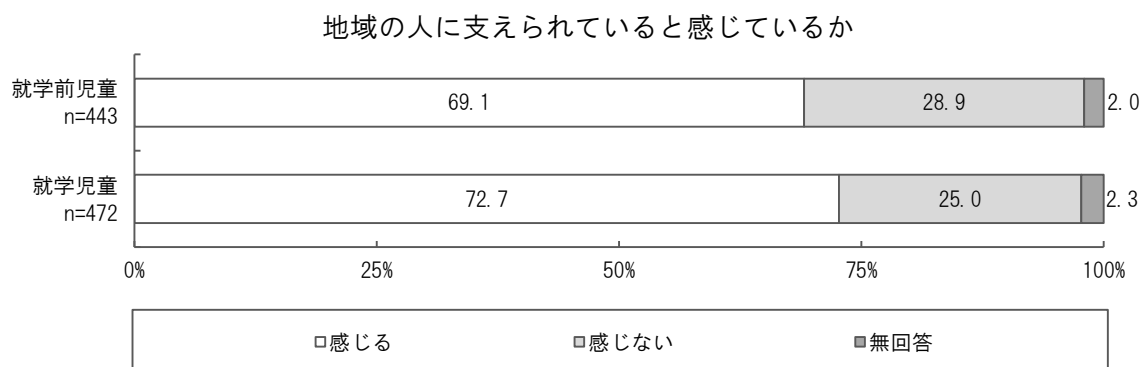
子育てに関して気軽に相談できる人の有無



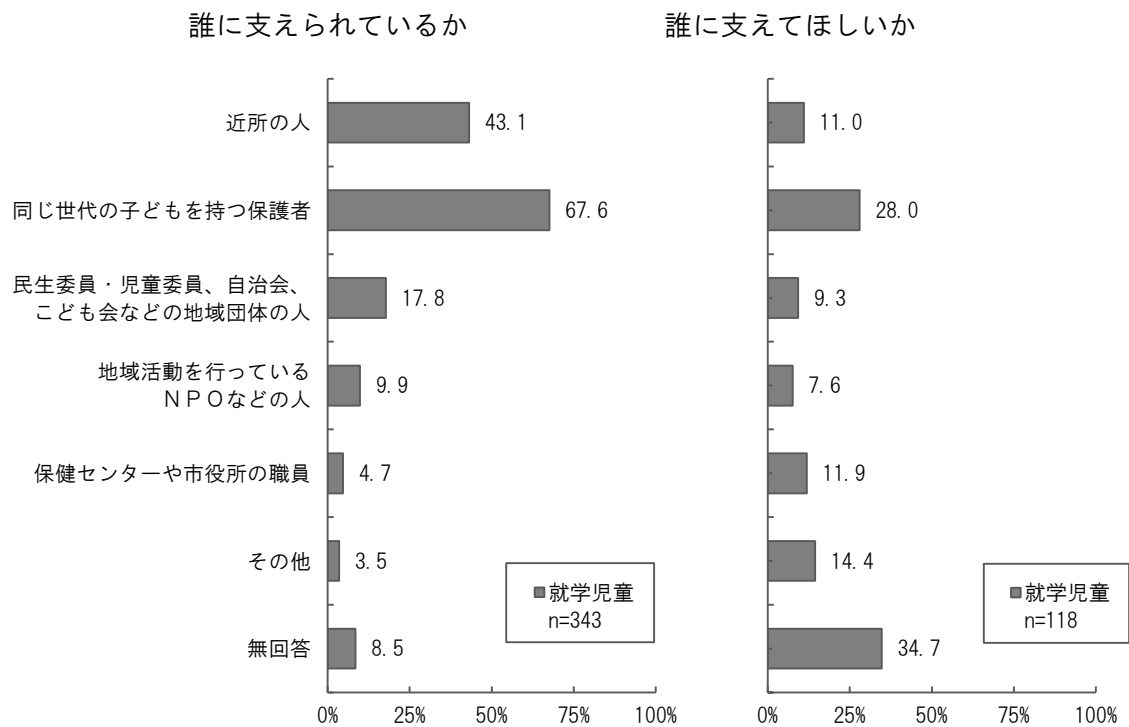
資料：H30 年度アンケート調査結果報告書

地域の人に支えられていると感じているかについては、就学前児童は69.1%、就学児童は72.7%が「(支えられていると)感じる」と回答しています。

また、誰に支えられているかについては、就学前児童では「幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などの職員」(60.8%)、就学児童では「同じ世代の子どもを持つ保護者」(67.6%)が最も高くなっています。



資料：H30 年度アンケート調査結果報告書



資料：H30 年度アンケート調査結果報告書

課題

保護者は、教育・保育、子育て支援関係者や近所の人に支えられていると感じている人が多い一方で、気軽に相談できる相手がいないと回答した人も少数います。保護者のニーズに合った相談内容や場所の案内等、情報提供を充実させる必要があります。

3 就労状況について

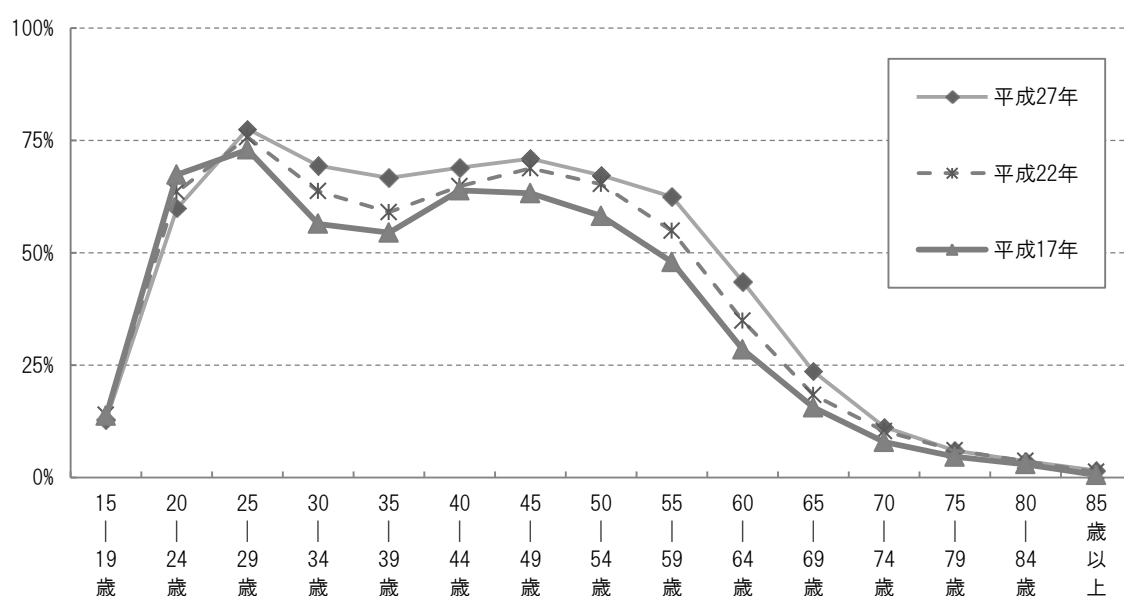
(1) 女性の就労状況

① 女性の年齢別労働力率

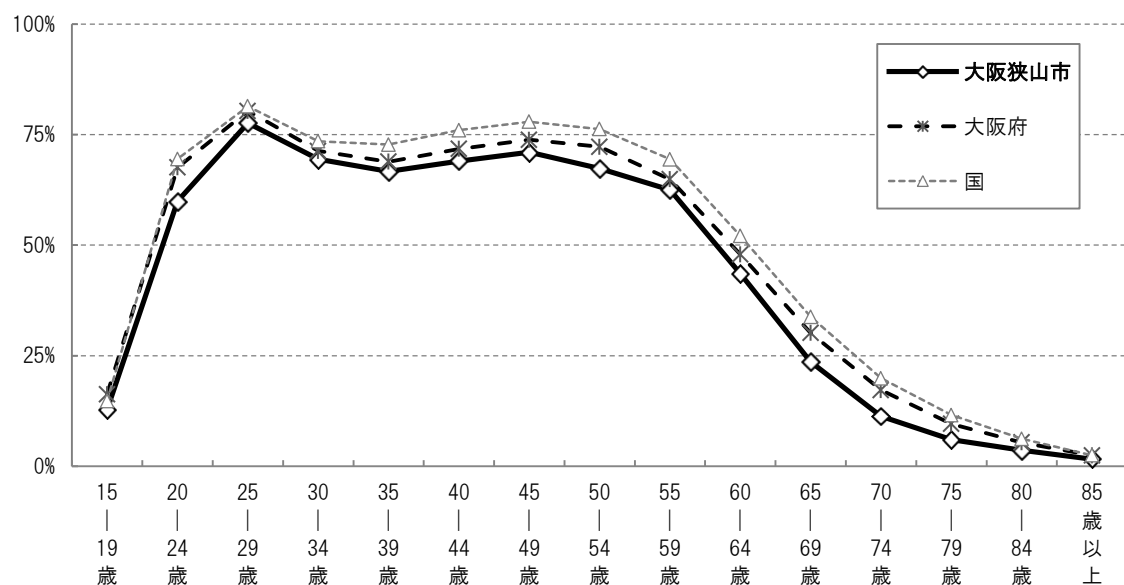
女性の年齢別労働力率は、子育て世代と考えられる30歳代が低くなるM字型となっています。平成27年と平成22年・平成17年を比較すると、25～29歳以降の労働力率が増加し、M字型の曲線も緩やかになっています。

また、平成27年においては、大阪府・全国に比べ、すべての年齢階級で大阪狭山市は低い水準となっています。

女性の年齢別労働力率



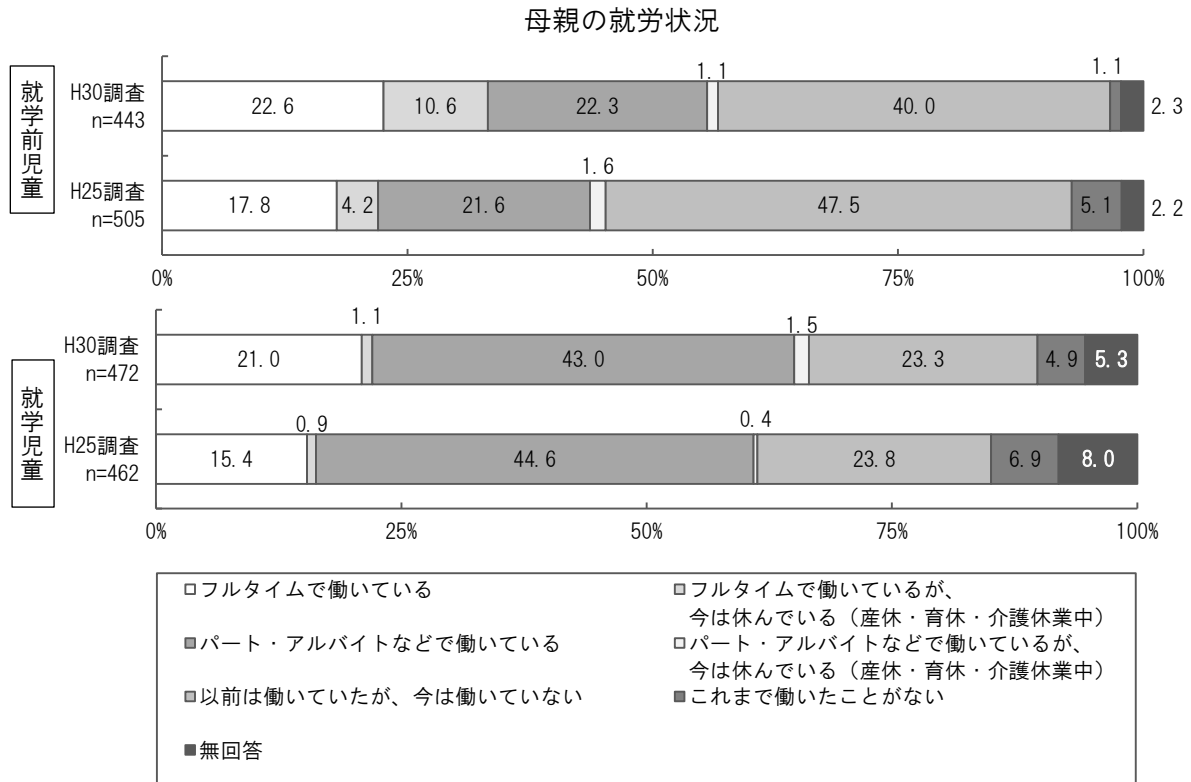
大阪府・全国との比較（平成27年）



資料：国勢調査

② 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、就学前児童では56.6%、就学児童では66.6%の母親が就労しています（産休・育休・介護休業中含む）。平成25年調査と比較すると、フルタイムで就労している母親が就学前児童・就学児童ともに増加しています。

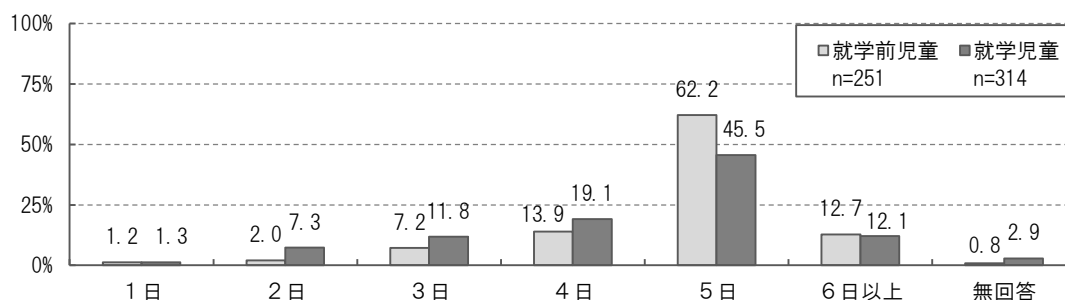


資料：H30 年度アンケート調査結果報告書
H25 年度アンケート調査結果報告書

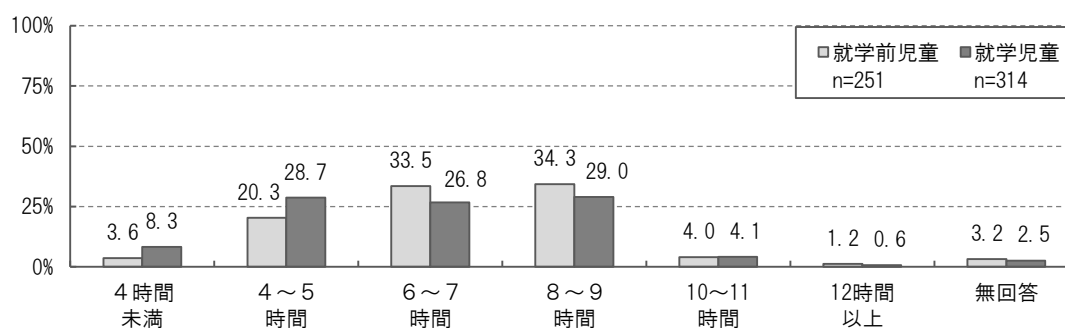
母親の就労日数についてみると、就学前児童・就学児童ともに1週間あたり「5日」が最も高くなっています。

就労時間についてみると、就学前児童・就学児童ともに「8～9時間」が最も高く、次いで就学前児童は「6～7時間」、就学児童は「4～5時間」となっています。

母親の就労日数（1週間あたり）



母親の就労時間（1日あたり）



資料：H30 年度アンケート調査結果報告書

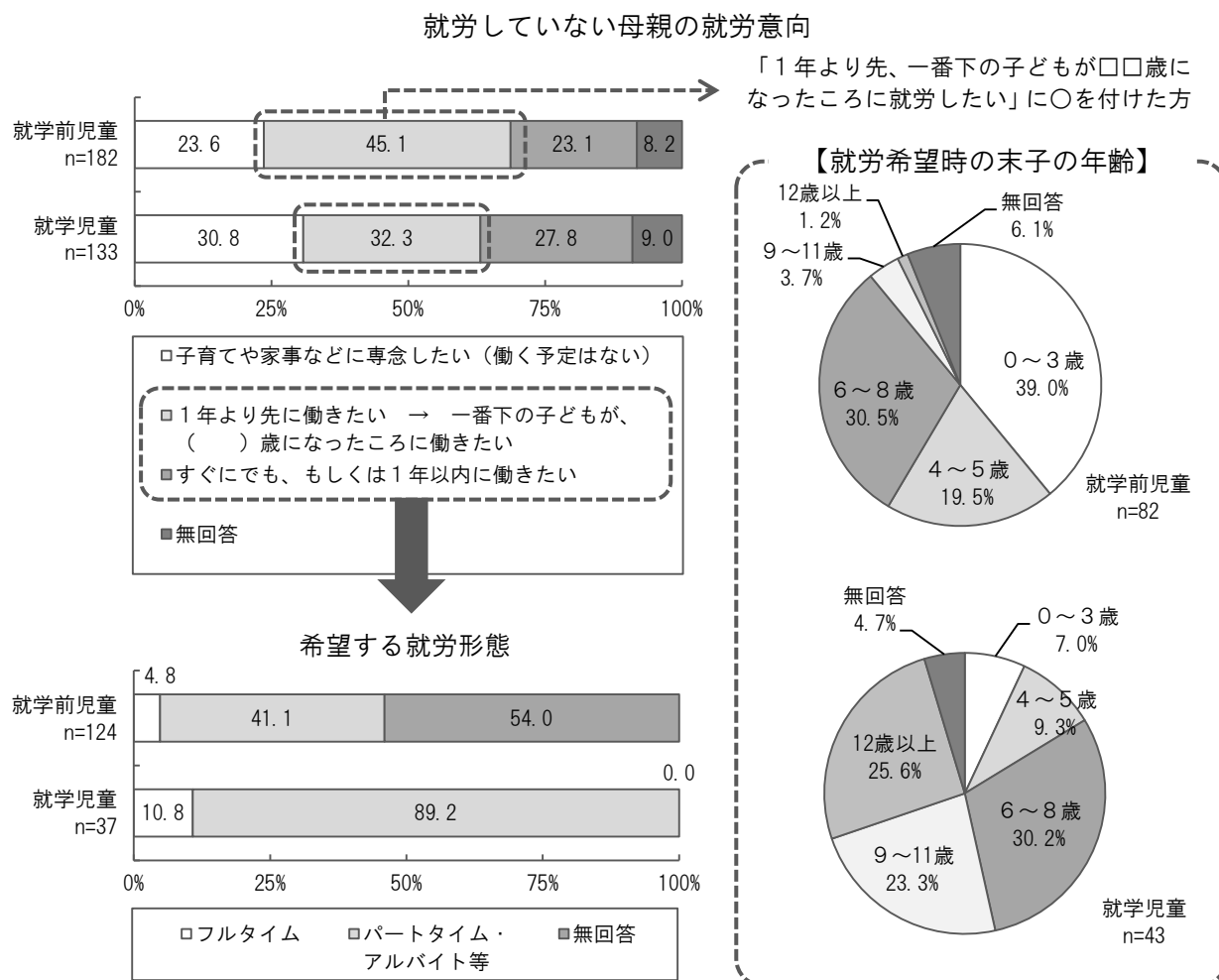
課題

多様な働き方をしている母親のニーズの変化に注視していく必要があると考えられます。

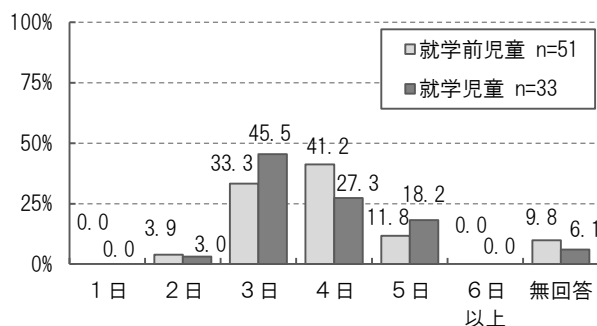
(2) 就労していない保護者の就労意向

現在就労していない保護者については、就学前児童 68.2%・就学児童 60.1%の母親に就労意向があり、就労形態は「パート・アルバイト等」が多くを占めています。

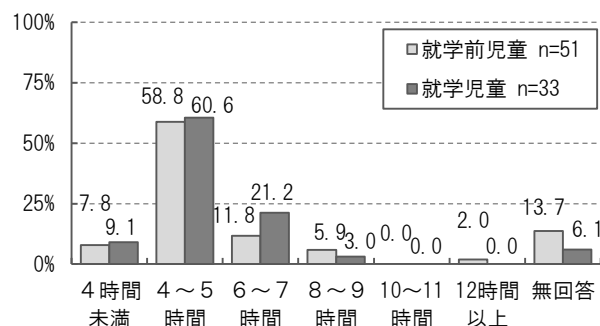
また、希望する就労日数については、就学前児童は「4日」、就学児童は「3日」が高く、希望する就労時間については、就学前児童・就学児童ともに「4～5時間」が高くなっています。



希望就労日数（1週間あたり）



希望就労時間（1日あたり）

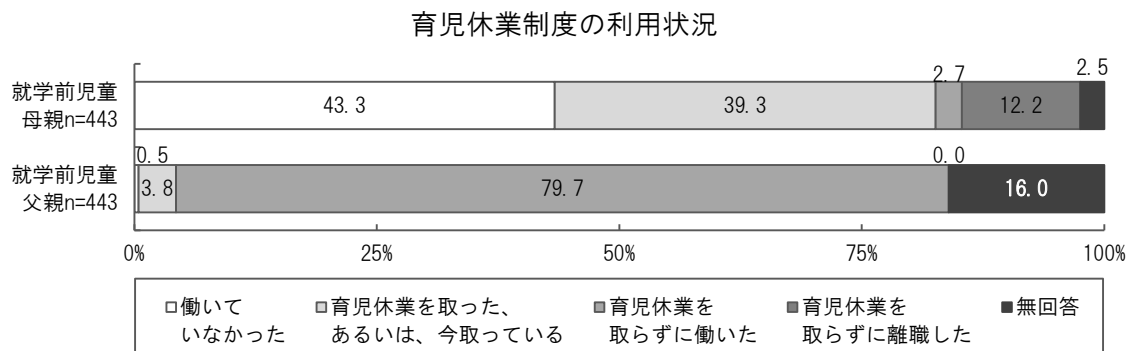


資料：H30 年度アンケート調査結果報告書

(3) 仕事と子育ての両立について

① 育児休業制度の取得率

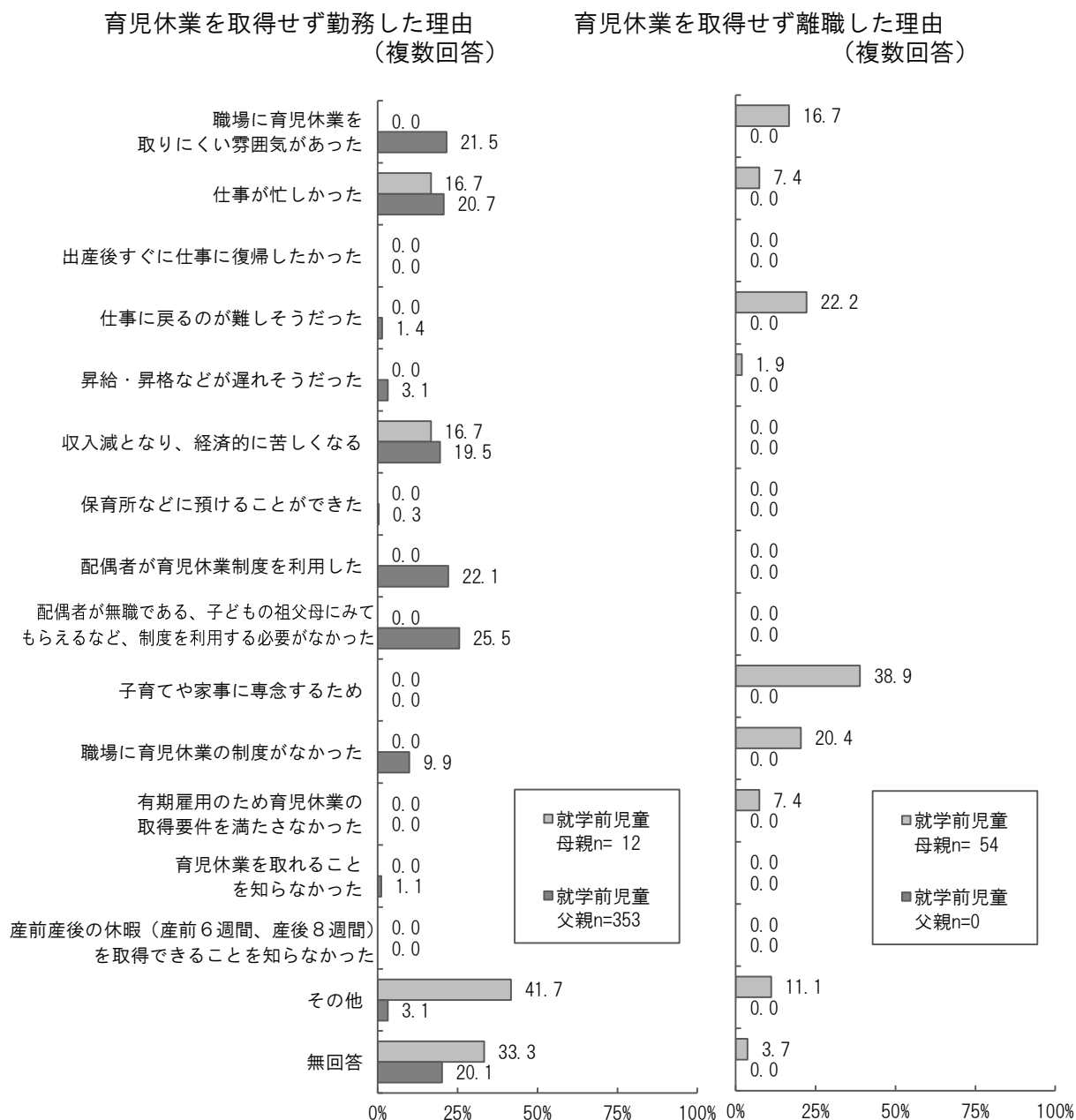
就学前児童の保護者の育児休業制度利用状況をみると、母親は「育児休業を取った、あるいは、今取っている」が39.3%である一方、父親は3.8%となり、父親が育児休業を取得することの難しさが伺えます。



資料：H30 年度アンケート調査結果報告書

就学前児童の保護者の育児休業を取得せず勤務した理由をみると、母親は「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」(各16.7%)、父親は「配偶者が無職である、子どもの祖父母にみてもらえるなど制度を利用する必要がなかった」(25.5%)が最も高くなっています。

また、育児休業を取得せず離職した理由をみると、母親は「子育てや家事に専念するため」(38.9%)が最も高くなっています。

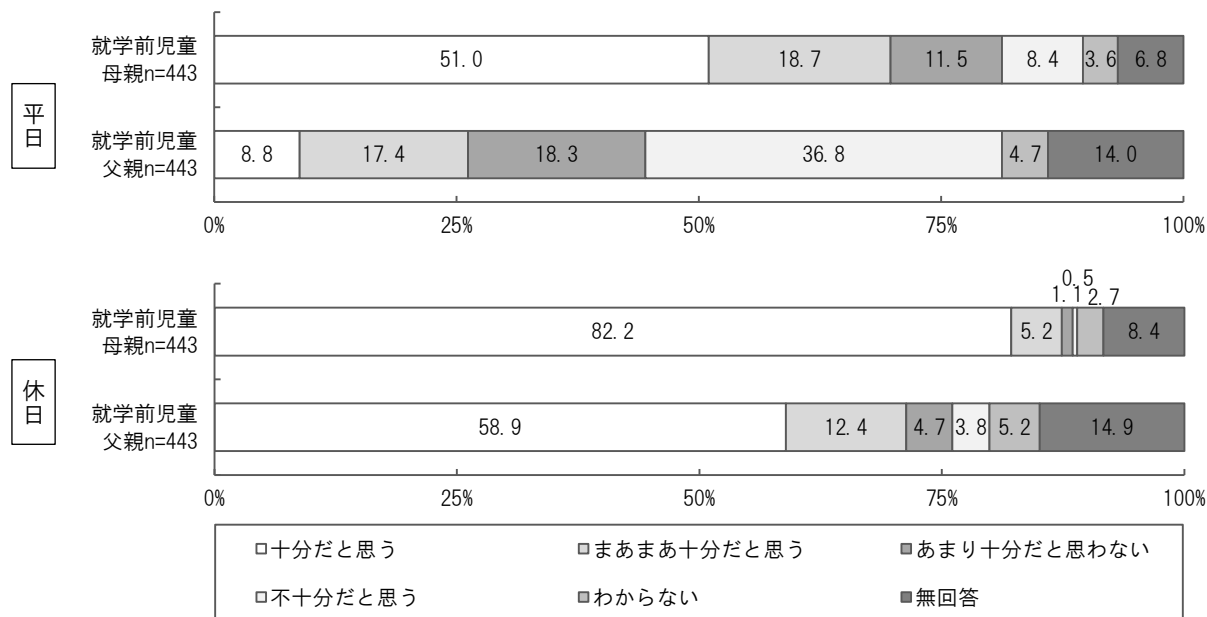


資料：H30 年度アンケート調査結果報告書

② 子どもと一緒に過ごす時間について

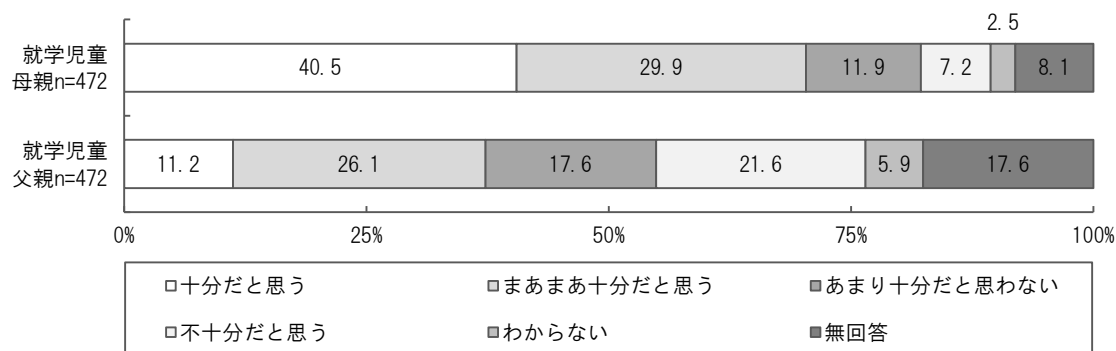
就学前児童の保護者が子どもと一緒に過ごす時間について、母親は平日で69.7%が「十分だと思う」「まあまあ十分だと思う」と回答しているのに対し、父親は平日で26.2%にとどまっています。休日では、母親の87.4%、父親の71.3%が「十分だと思う」「まあまあ十分だと思う」と回答しています。

子どもと一緒に過ごす時間の満足度（就学前児童）



就学児童の保護者が子どもと一緒に過ごす時間について、母親は70.4%が「十分だと思う」「まあまあ十分だと思う」と回答しているのに対し、父親は37.3%にとどまっています。

子どもと一緒に過ごす時間の満足度（就学児童）



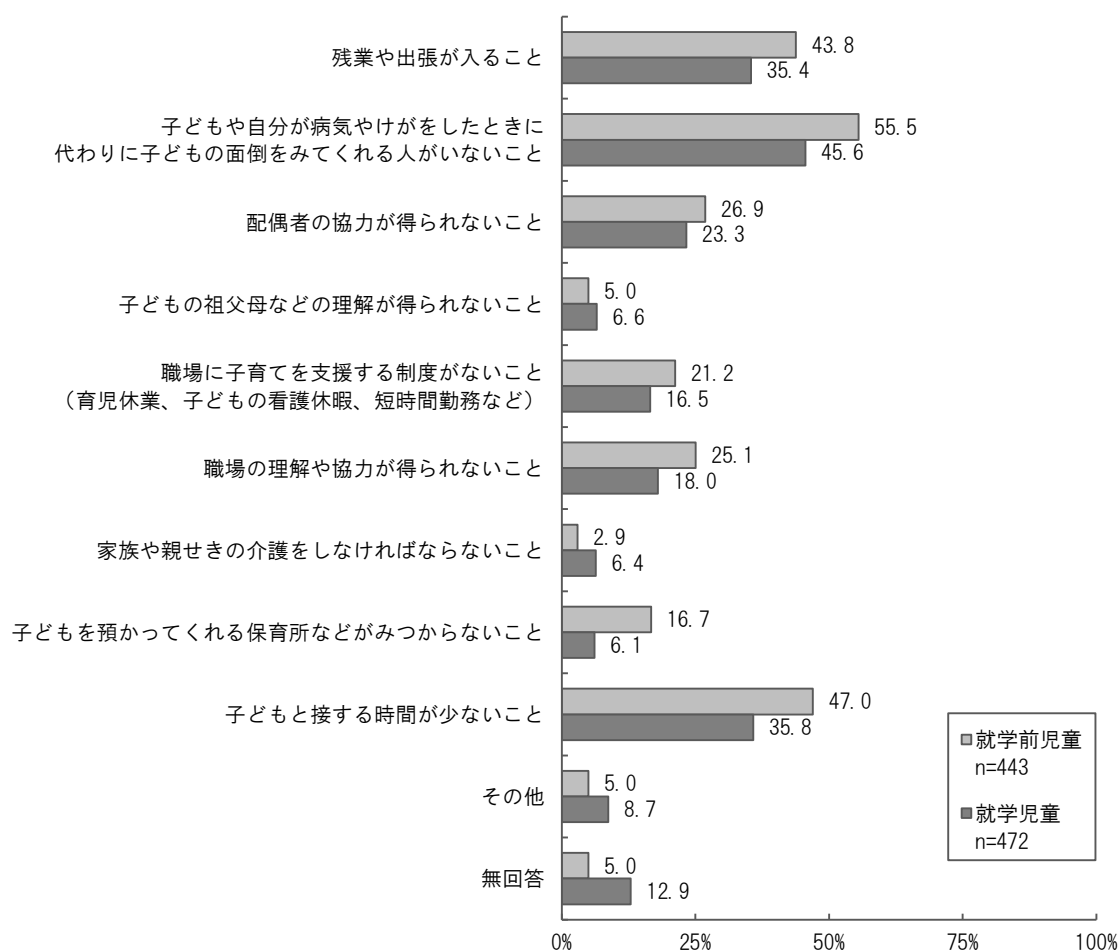
資料：H30 年度アンケート調査結果報告書

③ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うこと

仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うことについては、就学前児童・就学児童ともに「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもの面倒をみってくれる人がいないこと」（55.5%・45.6%）、「子どもと接する時間が少ないこと」（47.0%・35.8%）、「残業や出張が入ること」（43.8%・35.4%）が高くなっています。

全体的には就学前児童・就学児童ともに同じような回答傾向となっているものの、「子どもや自分が病気やケガをしたときに代わりに子どもの面倒をみってくれる人がいないこと」「子どもと接する時間が少ないこと」については、就学児童に比べて就学前児童の回答が高くなっています。

仕事と子育てを両立させる上で大変だと思うこと



資料：H30 年度アンケート調査結果報告書

課題

父親が育児休業を取得しやすい職場環境づくりをはじめとした、労働環境の改善が求められています。

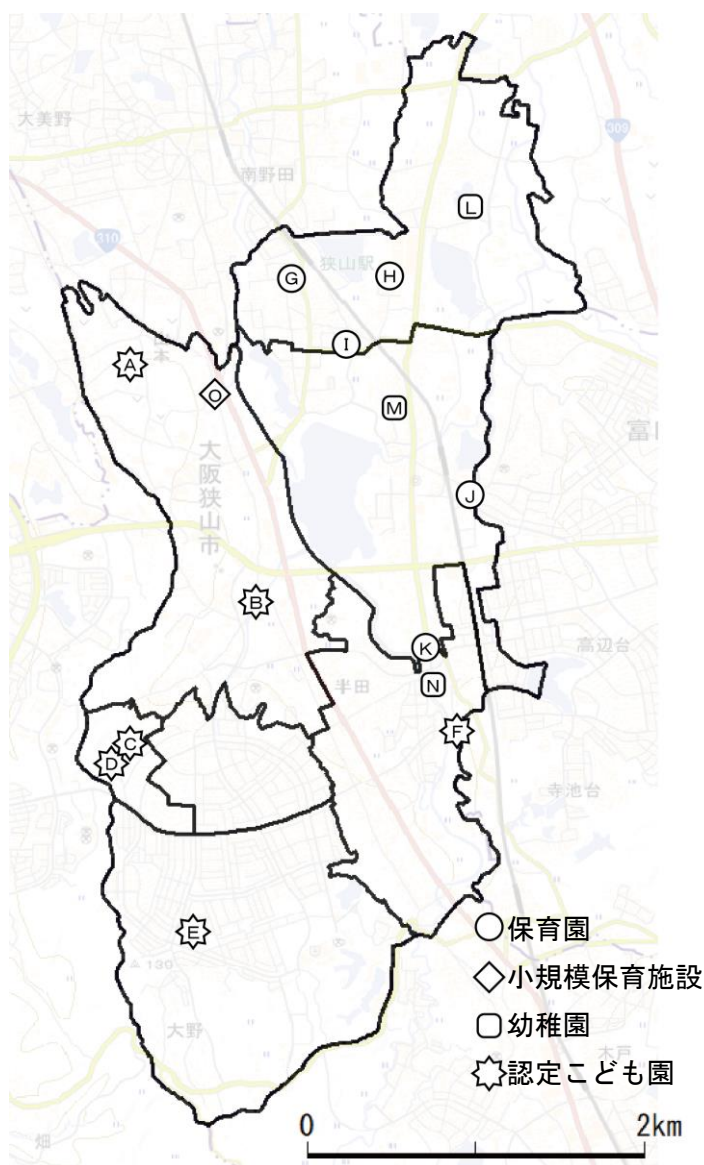
4 教育・保育事業について

(1) 定期的な教育・保育事業の状況

少子化や保育ニーズの高まりのなかで、市立幼稚園の園児数が年々減少し、幼稚園・保育所・認定こども園という教育・保育施設を時代の要請に応じて再編する必要がある、「大阪狭山市 新幼保連携推進計画」に基づき、2園の市立幼稚園を廃園し、認定こども園に移行することで保育の定員を確保してきました。また、増え続ける保育ニーズに対応するため、新たに池尻なな保育園を平成30年4月に開園しました。

南第二幼稚園 → 大野台こども園 平成31年4月開園（既存施設が移転、定員拡大）
西幼稚園 → 大谷さやまこども園 平成31年4月開園

教育・保育施設の分布状況



●認定こども園（5施設）

小学校区	施設名
西	A：山本こども園
	B：大谷さやまこども園
南第三	C：市立こども園 (0～3歳児施設)
	D：市立こども園 (4・5歳児施設)
南第二	E：大野台こども園
第七	F：つぼみこども園

●保育園（5施設）

小学校区	施設名
北	G：池尻なな保育園
	H：ルンビニ保育園
	I：池尻保育園
東	J：きらり保育園
	K：花梨つばさ保育園

●幼稚園（3施設）

小学校区	施設名
北	L：東野幼稚園
東	M：東幼稚園
第七	N：半田幼稚園

●小規模保育施設（1施設）

小学校区	施設名
西	O：サニーサイド

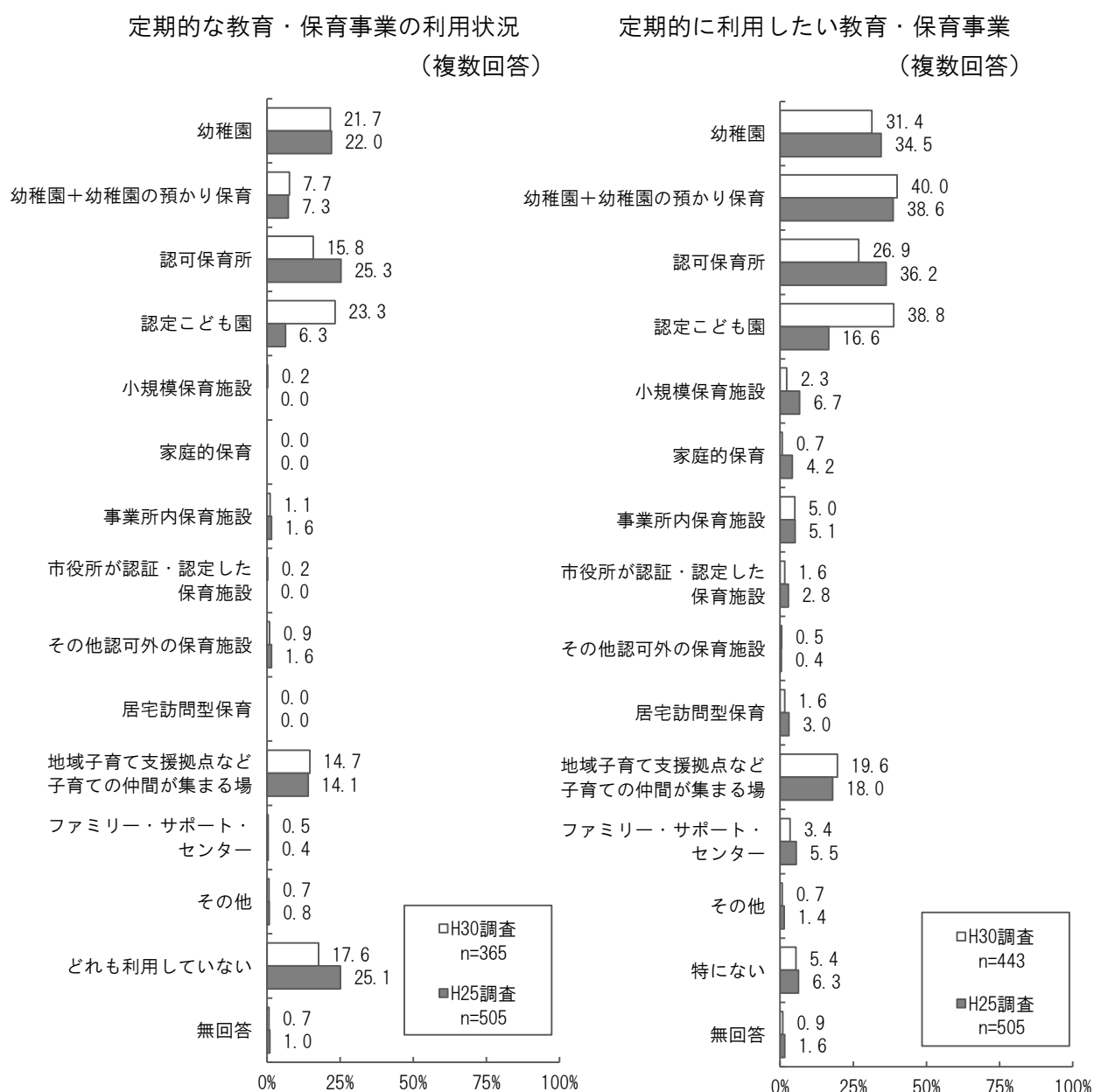
※各施設は小学校区関係なく利用できます。

(2) 定期的な教育・保育事業の利用状況

① 定期的な教育・保育事業の利用状況及び利用希望

定期的な教育・保育事業の現在の利用状況については、「認定こども園」の利用が最も高く、次いで「幼稚園」となっています。平成25年調査と比べると、新規開園や保育所からの移行が進んだことにより、認定こども園が増加しています。一方で保育所が減少しているものの、幼稚園はほぼ横ばいとなっています。

幼児教育・保育の無償化に伴う、今後の利用希望については、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」の利用意向が利用状況に比べて特になくなってきています。その他の事業についても、利用状況に比べて利用希望が上回っており、定期的な教育・保育事業のニーズが多様化していることが伺えます。



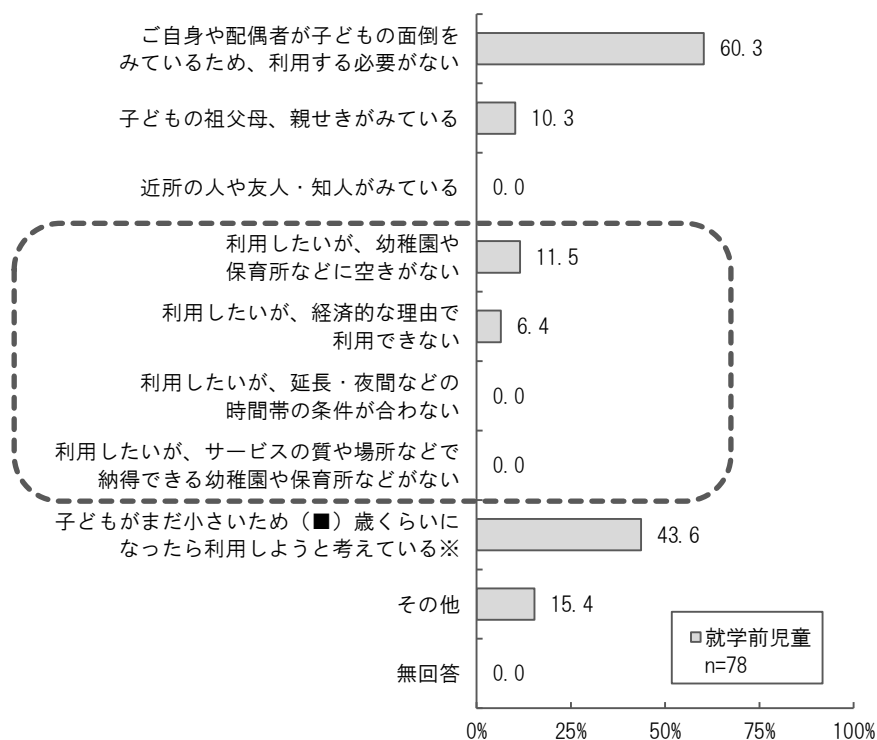
資料：H30 年度アンケート調査結果報告書
H25 年度アンケート調査結果報告書

② 定期的な教育・保育事業を利用していない理由

定期的な教育・保育事業を利用していない理由について、60.3%の方が「ご自身や配偶者が子どもの面倒をみているため、利用する必要がない」と回答しています。

「利用意向はあるが、利用していない」理由としては、「幼稚園や保育所などに空きがない」「経済的な理由」が挙げられており、「延長・夜間などの時間帯の条件が合わない」「サービスの質や場所などで納得できる幼稚園や保育所などがない」の回答はありませんでした。

教育・保育事業を利用していない理由（複数回答）



資料：H30 年度アンケート調査結果報告書

※「子どもがまだ小さいため（■）歳くらいになったら利用しようと考えている」の■には数字が入ります。

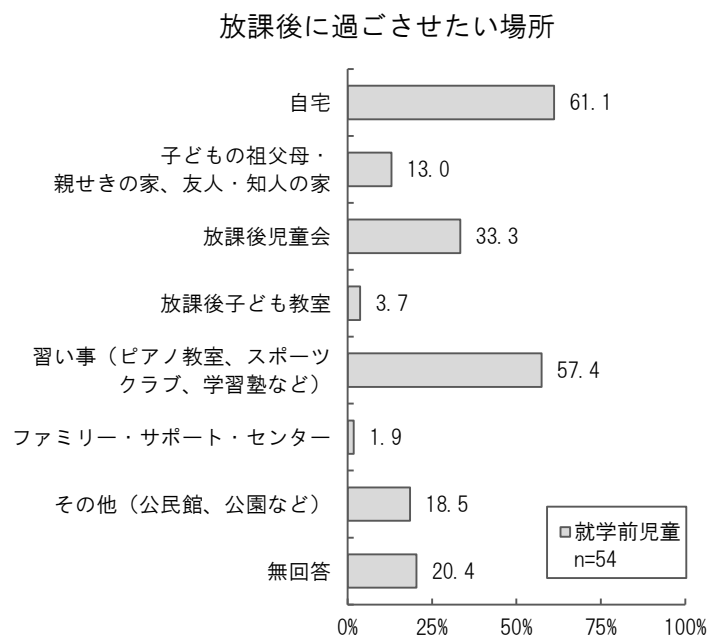
課 題

教育・保育ニーズに対応した定員数の確保及びニーズに見合ったサービス等の改善について検討を行い、教育・保育事業の利用につなげることが求められています。

（3）放課後児童会の利用について

① 就学前児童の放課後の過ごし方の希望

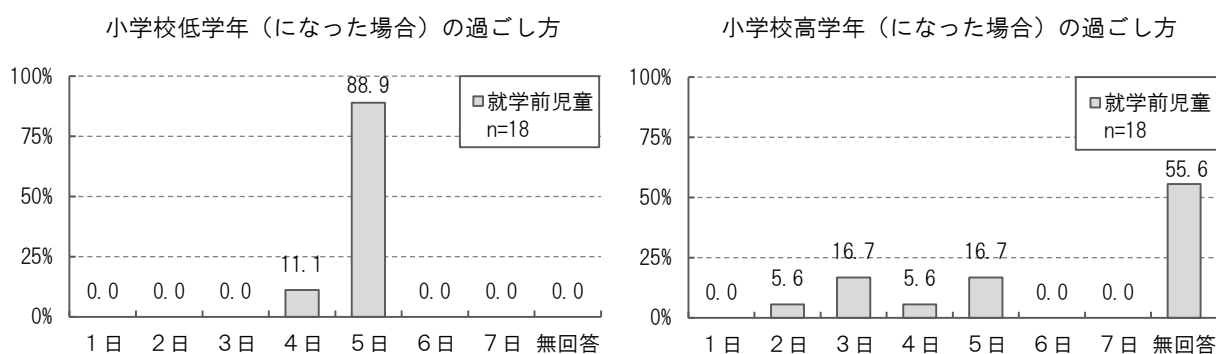
小学校への進学後、放課後の時間を子どもにどのような場所で過ごさせたいかについては、「自宅」（61.1%）が最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」（57.4%）、「放課後児童会」（33.3%）となっています。



資料：H30 年度アンケート調査結果報告書

放課後児童会を希望する方の利用希望日数については、低学年時は「5日」が最も高くなっていますが、高学年時の利用希望日数は低学年時と比べて減少しています。

「放課後児童会」希望日数（1週間あたり）



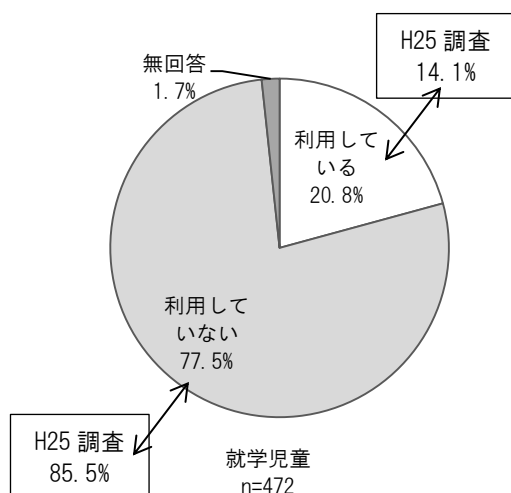
資料：H30 年度アンケート調査結果報告書

② 就学児童の放課後児童会の利用状況及び利用希望について

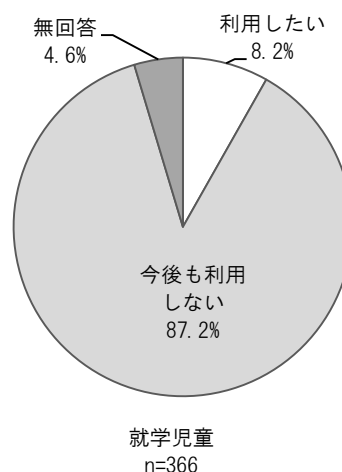
就学児童の現在の平日の放課後児童会の利用状況については、20.8%の方が「利用している」と回答しており、平成25年調査に比べて増加しています。

現在利用していない方の今後の利用については、「利用したい」が8.2%にとどまっています。

平日の放課後児童会利用状況

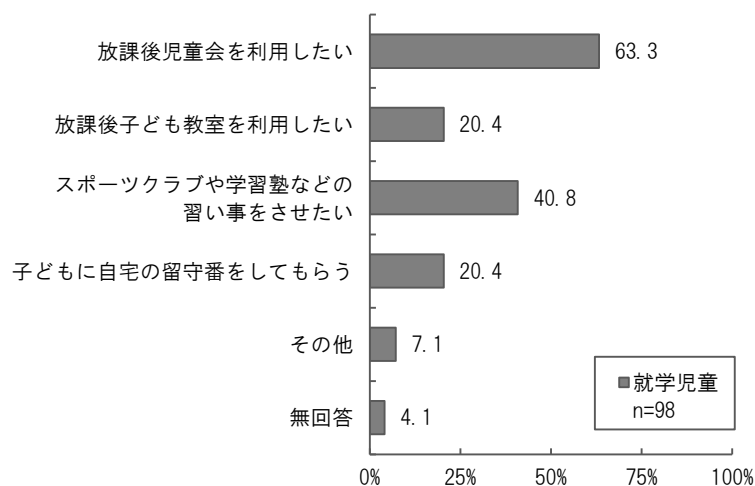


今後の利用希望



現在、放課後児童会を利用している方の小学4年生以降の放課後の過ごし方について望むこととして、「放課後児童会を利用したい」と回答した方は63.3%となっています。

小学4年生以降の放課後の過ごし方について望むこと



資料：H30年度アンケート調査結果報告書

課題

小学校4年生以降の放課後の過ごし方については、“生活の場”としての放課後児童会だけではなく、子どもの成長やニーズに合わせた社会教育としての各種事業の充実が求められています。

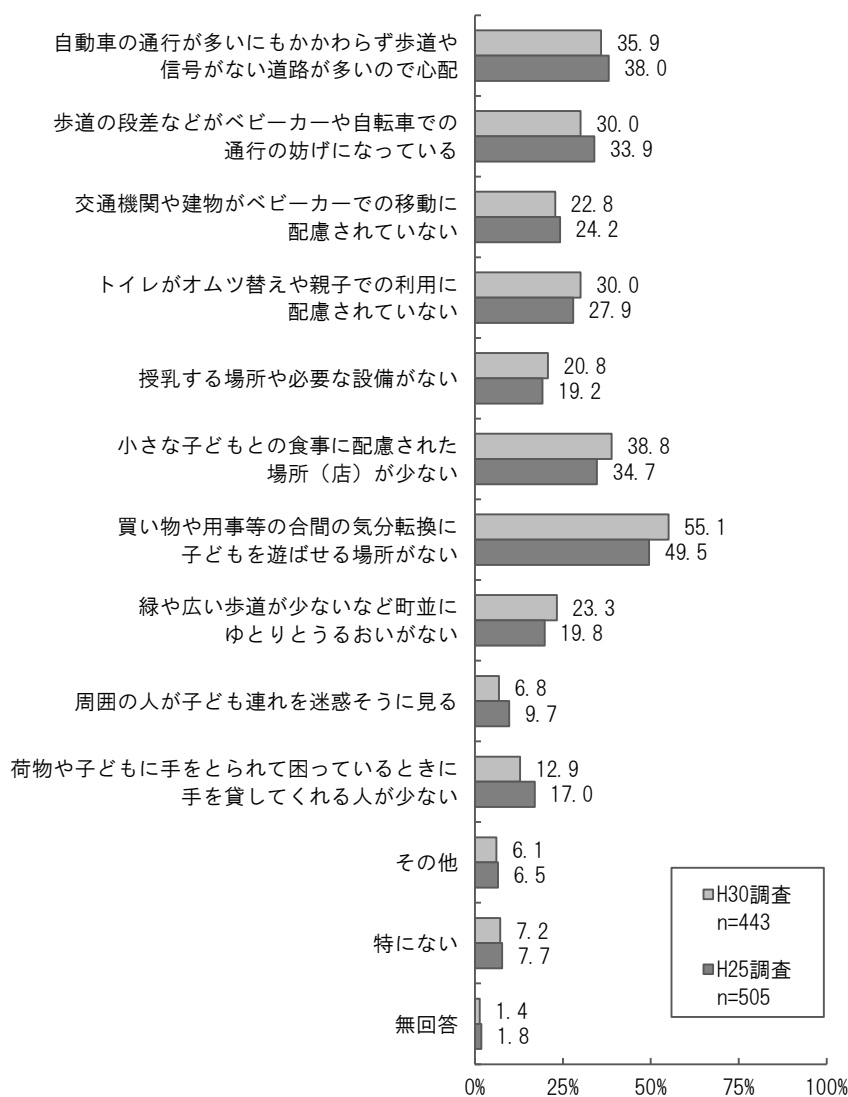
5 生活環境等について

(1) 外出時に困ること・困ったこと

外出時に困ること・困ったことについてみると、「買い物や用事等の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」(55.1%)、「小さな子どもとの食事に配慮された場所(店)が少ない」(38.8%)が高くなっています。また、上記以外でも30%台の回答が3つあり、子育て家庭が外出するにあたり、様々な不安要素があることが伺えます。

平成25年調査と比較すると、「買い物や用事等の合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」「小さな子どもとの食事に配慮された場所(店)が少ない」は増加していますが、「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配」「歩道の段差などがベビーカーや自転車での通行の妨げになっている」の回答は減少しています。

外出時に困ること・困ったこと

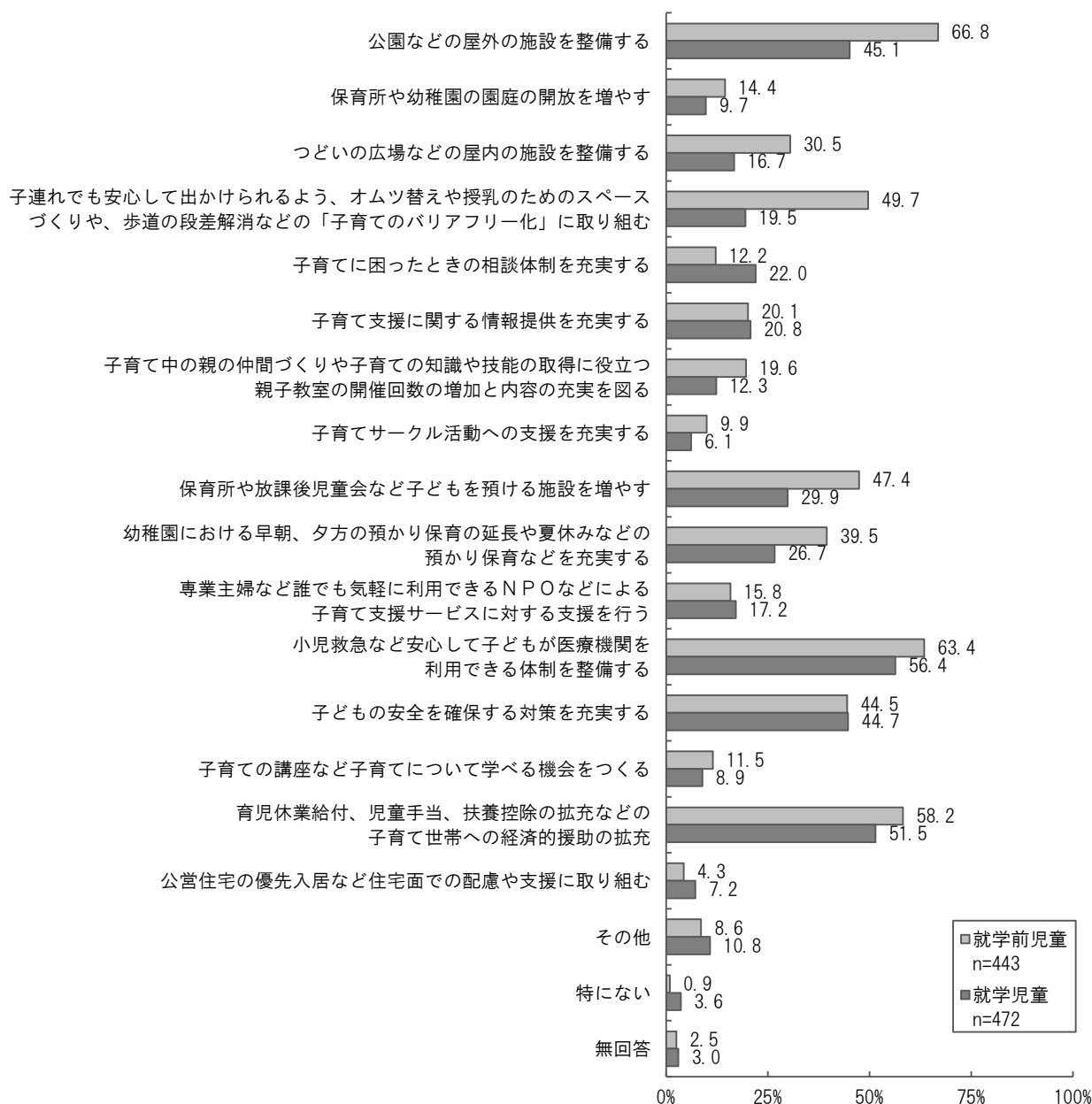


資料：H30年度アンケート調査結果報告書
H25年度アンケート調査結果報告書

（２）充実を希望する子育て支援サービス

どのような子育て支援サービスを充実してほしいかについてみると、就学前児童・就学児童ともに「小児救急など安心して子どもが医療機関を利用できる体制を整備する」（63.4％・56.4％）、「育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助の拡充」（58.2％・51.5％）、「公園などの屋外の施設を整備する」（66.8％・45.1％）が高くなっています。

充実を希望する子育て支援サービス 57



資料：H30 年度アンケート調査結果報告書

課 題

公園の整備や小児救急医療の整備など、子どもの「居場所」や「安全・安心」にかかる環境整備は重点課題となります。

6 個別施策の評価

大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画は、3つの基本目標と12の基本施策、194の事業により構成されており、毎年評価しています。平成30年度の評価としては、特に優れていると認められる（目標達成率80%以上）75事業（38.7%）、適正であると認められる（目標達成率50%～80%）116事業（59.8%）、さらなる努力が必要であると認められる（目標達成率50%未満）1事業（0.5%）、改善すべき点があると認められる2事業（1.0%）となりました。

施策の評価結果

施策名	事業数	評価 A	評価 B	評価 C	評価 D
計画全体	194	75	116	1	2
基本目標1 子どもが心豊かに育つように					
(1)子どもの人権を尊重する環境づくり	19	8	11	0	0
(2)乳幼児期における質の高い 教育・保育の安定的な供給	5	1	4	0	0
(3)豊かな人間性を培う教育の推進	22	5	17	0	0
(4)子どもの居場所づくり	20	5	13	0	2
基本目標2 楽しく子育てができるように					
(1)母と子の心とからだの健康と 安心の確保	35	22	13	0	0
(2)家庭における子育て力の向上	15	4	11	0	0
(3)子育てを支援する多様な サービスの充実	10	5	4	1	0
(4)子育てを支援する相談体制及び 情報提供体制の充実	12	6	6	0	0
(5)配慮が必要な子どもと家庭への支援	19	8	11	0	0
基本目標3 子育てを見守り支え合えるように					
(1)ワーク・ライフ・バランスの 実現に向けた環境づくり	8	4	4	0	0
(2)地域における子育て力の向上	12	3	9	0	0
(3)親子が安心して暮らせる環境づくり	17	4	13	0	0

【評価分類】

評価A：特に優れていると認められる（目標達成率 80%以上）

評価B：適正であると認められる（目標達成率 50%～80%）

評価C：さらなる努力が必要であると認められる（目標達成率 50%未満）

評価D：改善すべき点があると認められる



第 3 章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

これからの“おおさかさやま”を支える子どもたちが健やかに育つことは、市民みんなの願いでもあります。保護者が子育てについて第一義的な責任を担い、安心して子どもを育てられるように、地域全体で子どもや子育てを温かく見守り、支えることが大切です。

本計画では、「さやまっ子のびのびプラン 大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画[平成27年度～平成31（令和元）年度]」で掲げた『ともに育ち ともに支え 一人ひとりが輝くまち』を基本理念として継承しつつ、「人」や「自然」とのふれあいのなかで、心豊かな子どもを育てていくとともに、子育てを通じて保護者、市民一人ひとりがともに成長し、子どもも大人もいきいきと輝くまちをめざします。

▼基本理念

「ともに育ち ともに支え 一人ひとりが輝くまち」の実現

2 基本的な視点

本計画においては、次の3つを基本的な視点とします。

子どもを大切にする視点

かけがえのない命をもつ一人の人間として、子どもの人権は尊重されなければなりません。

子どもの能力や可能性などを最大限に伸ばし、子どもたちが自分らしく育っていけるよう、子ども一人ひとりを大切にします。

保護者の主体的な力を高める視点

子どもが幸せになるためには、まず保護者が幸せであることが大切です。愛情をもって楽しく子育てができるよう、親として成長することを支えます。

みんなで子育てを応援する視点

社会を構成する様々な主体が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深めることが不可欠となります。まちぐるみで子どもや子育て家庭を温かく見守り互いに支え合えるよう、子育てをみんなで応援します。

3 基本目標

基本理念を実現するために必要となる視点を基本目標として定め、この内容を実現するための施策を展開します。



基本目標 1 子どもが心豊かに育つように

これからの社会を担う子どもたちが、豊かな心を持ち、個性や創造性を発揮しながら、自分の夢や希望に向かって生きていけるような環境づくりが必要です。

子どもの個性や権利が尊重される社会づくりを進めるとともに、子どもの健やかな発達に向けて、乳幼児期の重要性や特性を踏まえた質の高い教育・保育を安定的に提供します。

また、責任感や規範意識など、社会の一員として必要な自覚と資質を身につけた子どもの育成を図ります。さらに、他人を思いやる心、感動する心など豊かな人間性とたくましく生きる力を育むために、体験的・実践的な学習や活動を中心とした教育環境・地域環境の充実を図ります。



基本目標 2 楽しく子育てができるように

親になる喜びとともに、子育てや子どもの成長に喜びや楽しさが実感できるように、安心して子どもを生み、子どもを育てていくことが必要です。

子どもや子育て家庭がおかれている状況や地域の実情を踏まえ、妊娠・出産期からの継続的かつ多様な子育て支援の一層の充実を図ります。また、家族全体で協力して子どもを育てられるよう、家庭における子育て力の向上をめざします。



基本目標 3 子育てを見守り支え合えるように

このまちで子どもを生みたいと思い、子どもたちがこのまちで生まれ育つ喜びを感じることができるように、社会を構成する様々な主体がそれぞれの役割を果たしながら、地域全体で子育てを見守り支えていくことが必要です。

子育てをしながら安心して働くことができる環境づくりを進めるとともに、地域コミュニティのなかで子どもを育てることができるよう、地域における子育て力の向上を図ります。また、親子が安心して暮らせるまちづくりを進め、地域及び社会全体が、子育て中の保護者に寄り添い、支えることを通じて「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざします。

4 計画の体系

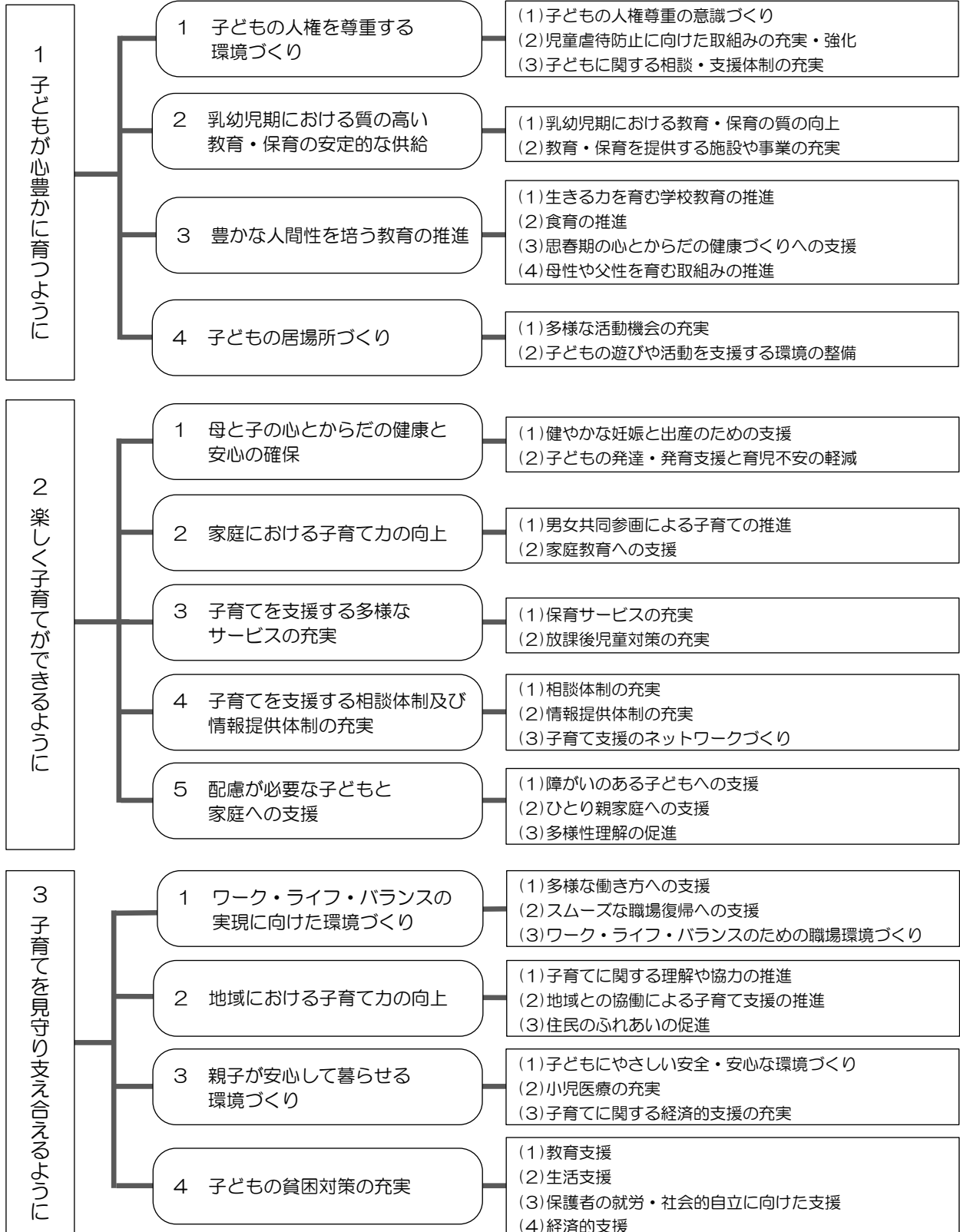
《基本理念》

「ともに育ち ともに支え 一人ひとりが輝くまち」の実現

《基本目標》

《基本施策》

《個別施策》





第4章

子育て支援に関する施策展開



第4章 子育て支援に関する施策展開

本市では、平成17年3月に「大阪狭山市次世代育成支援対策行動計画（前期計画）」を策定するとともに、平成22年3月には同計画の達成状況等を踏まえて見直した後期計画を策定し、就学前からの子ども一人ひとりの健やかな成長を図るため、子育て支援、教育・保育を一貫して提供する体制を整備して、多様なニーズに対応できるよう積極的な取り組みを展開してきました。

そして、平成27年4月にはこれまでの「大阪狭山市次世代育成支援対策行動計画」の内容を継承した「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援新制度のもと、諸施策を円滑かつ総合的に推進してきました。

令和2年3月末をもって「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が終了するため、計画の進捗状況や課題を整理したうえで本計画を策定しました。これまでの「大阪狭山市次世代育成支援対策行動計画」や「大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画」の内容を継承し、子どもと子育てに関する総合的な施策を推進します。

現状からみられる課題

◇ 女性の社会参画の促進に向けた、働き方改革への取り組み

女性が安心して社会参画をするためには、まず出産や育児がしやすい労働環境であることが第一となります。働き方改革が進む社会情勢においては、多様な働き方をしている女性のニーズを注視し、対策を図る必要があります。

◇ 企業等と連携し、父親も育児休業を取得できる環境づくり

子育て家庭の育児支援として、父親も育児休業を取得しやすくなるよう、企業等と連携した労働環境の改善が求められています。

◇ 子育て中の保護者が気軽に相談できる窓口の周知徹底

子育てに関して相談できる窓口の利用が少ないことから、市が開設している子育てにかかる各種相談窓口並びに教育・保育に関する部署を気軽に利用いただけるよう周知を徹底する必要があります。

◇ 待機児童を出さないよう、ニーズに即した教育・保育事業の整備

教育・保育ニーズに対応した定員数の確保及びサービス等の改善について検討を行い、教育・保育事業の利用につなげることが求められています。

◇ 子どもの成長につながるような放課後の居場所づくりの取り組み

小学生の生活の場となる放課後児童会の定員数等が充実できるよう検討を行うとともに、高学年児童のニーズに見合った放課後の居場所づくりの取り組みが求められています。

◇ 安全・安心な子育て環境の整備

小児救急医療の充実や、安全に安心して遊べる公園・屋外施設等の環境整備が求められています。

基本目標 1 子どもが心豊かに育つように

1 子どもの人権を尊重する環境づくり

(1) 子どもの人権尊重の意識づくり

子どもが人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるよう、人権教育の充実を図ります。また、子どもの命や人権が尊重され、子どもの意見が反映される社会をめざした広報・啓発活動や教育を進めます。

主な取組み

- 人権教育・啓発・相談
- 平和事業

(2) 児童虐待防止に向けた取組みの充実・強化

親の育児不安の軽減を図るため、妊娠期から継続的に訪問指導や個別相談指導などの支援を行うとともに、乳幼児健康診査を通じて虐待の早期発見に努めます。

また、児童虐待に対して発見からアフターケアまで一貫した取組みをより効果的に行うために、関係機関などによるネットワーク機能の強化を図るとともに、地域住民との協働による重層的な取組み体制を整備・強化していきます。

主な取組み

- 児童虐待防止の啓発事業
- 子どもネットワーク協議会
- 要保護児童の救済支援

(3) 子どもに関する相談・支援体制の充実

育児や子育ての不安軽減を図るため、ニーズに合った相談や支援の案内・周知を徹底します。

また、いじめ防止対策推進法に基づき「大阪狭山市いじめ防止基本方針」を平成 29 年 10 月に策定し、いじめの早期発見・早期対応や保護者等への相談支援体制の充実も図りながら、いじめ防止のための取組みを関係機関と連携し、推進してきました。

今後さらに、不登校やひきこもりがちな子どもの心のケアを行うために、子どもや保護者に対する相談や指導・支援を行います。

主な取組み

- 妊産婦・乳児訪問指導
- 妊産婦・乳幼児個別相談指導
- 乳幼児健康診査
- こんにちは赤ちゃん訪問事業
- プレママ・プレパパほっとカフェ
- 助産師からのほっとアドバイス
- 育児支援家庭訪問事業
- 利用者支援事業（保育・子育てコンシェルジュの配置）
- 児童家庭相談
- 民生委員児童委員（主任児童委員）活動
- 生徒指導支援事業（いじめ防止・スクールカウンセラー等派遣）
- フリースクールみ・ら・い運営事業
- 教育相談事業
- 家庭教育支援事業

2 乳幼児期における質の高い教育・保育の安定的な供給

（１）乳幼児期における教育・保育の質の向上

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期です。保育所、幼稚園、認定こども園では、家庭とともに基本的な生活習慣や心を育む教育・保育を推進します。

また、教育・保育の質の向上を図るため、幼児教育アドバイザー等を配置し、教職員に効果的な研修の機会を確保します。

さらに、男女平等の視点に立った子ども一人ひとりの個性を生かす保育を実践します。

主な取組み

- 保育教諭等研修事業
- 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の相互の連携
- 保育所等における地域交流事業
- 保育所・幼稚園・認定こども園における幼児期からの男女平等教育の実践

（２）教育・保育を提供する施設や事業の充実

教育・保育ニーズに即した定員数の確保及び提供体制の整備を進めるとともに、市立幼稚園の今後のあり方について多様な角度から検討を進めます。

主な取組み

- 通常保育事業

3 豊かな人間性を培う教育の推進

(1) 生きる力を育む学校教育の推進

実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」など、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性」などの「生きる力」をバランスよく育むことをめざし、指導方法の工夫や教員の資質向上、学校教育環境の充実を図ります。

また、家庭・地域と連携を図りながら、各学校において特色ある教育活動を推進します。

主な取組み

- 学力向上推進事業（さやまっ子ティーチャー、自学自習教材）
- キャリア教育推進事業
- 学習支援チューター事業
- ICT活用推進事業
- 学校園地域連携推進事業（地域人材バンク）
- 学校施設の整備事業
- 学校評価・支援事業
- 学校まるごとパック事業
- 読書eプラン推進事業

(2) 食育の推進

食に関する知識を学び、食を選択する力や望ましい食習慣を身につけ、正しい食生活を実践できる子どもの育成に取り組むとともに、安全・安心な学校給食の充実を図ります。

また、「大阪狭山市食育推進計画」に基づき、乳幼児期から思春期までの子どもが正しい食生活を実践できるよう、保護者等への積極的な啓発・情報提供を進めます。

主な取組み

- 保育所等における食育事業
- 学校給食事業
- 食育教室

(3) 思春期の心とからだの健康づくりへの支援

思春期の心とからだの健康づくりに向けて、学校や保健・医療機関などが連携を図り、子どもの発達段階に応じた性に関する教育をはじめ、生活習慣病や喫煙・薬物などに関する正しい知識の普及・啓発に取り組みます。また、心の問題に対する相談体制の充実を図ります。

主な取組み

- 青少年問題協議会
- 教育相談事業【再掲】
- 性や命の尊厳に関する教育
- 中学校区地域協議会事業
- 青少年指導員会活動
- 青少年セミナー（公民館事業）

（４）母性や父性を育む取組みの推進

将来、子どもたちが親となって子どもを生み育てたいと思えるように、様々な機会を提供して乳幼児とのふれあいを推進します。

主な取組み

- 乳幼児交流事業

4 子どもの居場所づくり

（１）多様な活動機会の充実

放課後に遊び、体験、交流、学習支援など様々な分野における場の提供を充実し、子どもの居場所づくりに取り組みます。

また、学校以外に子どもたちが様々な体験や交流ができるように、自然、歴史、スポーツ、レクリエーション、音楽、芸能、福祉、国際理解、生活文化など多様な活動機会を提供します。

主な取組み

- さやま元気っこ推進事業
- 中学校区地域協議会事業【再掲】
- 青少年指導員会活動【再掲】
- 小学校区青少年健全育成事業
- 青少年セミナー（公民館事業）【再掲】
- 子ども歴史体験事業

(2) 子どもの遊びや活動を支援する環境の整備

子どもの主体的な活動を促進するために、地域における自主的な社会教育活動などへの支援を進めます。

また、公共施設の開放や貸出、狭山池・副池周辺スペース、さやか公園の積極的活用、公園やスポーツ施設の整備・改修などを通じて、身近な地域で安心して遊べる場を提供します。

主な取組み

- プラネタリウム
- サタデースポーツ
- おはなし会
- 文化振興事業
- 総合型地域・スポーツクラブ（コミュニティクラブ）推進事業
- 学校開放事業
- プール開放事業
- まちづくり円卓会議の活動支援
- 子どもの居場所づくり推進事業
- 公園・児童遊園・緑地等の整備事業
- 市民ふれあいの里や上初湯川ふれあいの家※の活用促進

※上初湯川ふれあいの家とは、友好都市である和歌山県日高郡日高川町にあり、平成 14 年5月 25 日にオープンした小学校跡を改築・整備した野外活動施設です。

基本目標2 楽しく子育てができるように

1 母と子の心とからだの健康と安心の確保

(1) 健やかな妊娠と出産のための支援

安全で安心な妊娠・出産を支援するとともに、妊婦・産婦の出産や育児に関する不安を解消するために、両親教室の開催、個別相談・訪問指導・情報提供など、妊娠初期からのきめ細かな支援を推進します。

主な取組み

- 妊婦に対する栄養指導
- 乳幼児に対する栄養指導
- 母子健康手帳交付及び妊婦の支援
- 妊婦健康診査
- 両親教室（ママパパ教室）
- マタニティマーク
- 不妊に悩む方への特定治療支援事業
- 助産の実施
- 妊婦及び乳児健康診査費用助成事業
- プレママ・プレパパほっとカフェ【再掲】
- 助産師からのほっとアドバイス【再掲】
- 妊産婦タクシー利用助成事業
- 産後ケア事業
- 産婦健康診査事業
- 多胎妊婦健診追加助成事業

(2) 子どもの発達・発育支援と育児不安の軽減

子どもの健やかな成長と親の育児不安の軽減を図るため、子どもの発達段階に応じて定期的に健康診査を行うとともに、個々の親子の状況に応じた育児相談、発達支援など、きめ細かな対応を図ります。

また、同年齢の子どもをもつ親同士がつながりをもてるように、各種事業を通じて親子同士の交流や仲間づくりを促進します。

さらに、子どもの成長や病気に関し、日頃から気軽に相談できる「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」を持つように啓発し、育児不安の軽減や病気予防のための知識の普及を図ります。

主な取組み

- 乳幼児健康診査【再掲】
- 経過観察健診
- 新生児聴覚検査
- 歯科健康診査
- 予防接種事業
- いるか教室
- 離乳食講習会
- 歯科健康診査フォロー事業
- 幼稚園等における歯科指導
- 乳幼児のアトピー・アレルギー電話相談
- 小児休日・夜間救急医療
- 周産期・小児医療に関する情報提供
- 未熟児養育医療給付対策事業
- 3歳6か月児健康診査腎臓検診
- スキンケア講習会・個別相談
- 幼児教室
- 救急安心センター事業
- かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の啓発
- 妊産婦・乳児訪問指導【再掲】
- 妊産婦・乳幼児個別相談指導【再掲】
- こんにちは赤ちゃん訪問事業【再掲】

2 家庭における子育て力の向上

(1) 男女共同参画による子育ての推進

「第3期大阪狭山市男女共同参画推進プラン」に基づき、男性の子育てへの参加促進に向けた社会環境づくりや男女共同参画に関する啓発を進めます。

また、男女共同参画推進センター「きらっとぴあ」を活用し、子育てにおける男性の役割の重要性についての啓発を行うとともに、男性向けや男性が参加しやすい学習機会の提供、各種事業の実施に努めます。

主な取組み

- 男女平等教育事業
- 男女共同参画推進事業
- 両親教室（ママパパ教室）【再掲】

（２）家庭教育への支援

家庭の子育て力、教育力を総合的に高めるため、「おおさかさやま 家庭教育指針」に基づく啓発を推進するとともに、子どもの発達段階に応じた子育て、教育を行うことができるよう、家庭が果たすべき役割や子育てについて親が学べる場・機会の充実を図ります。また、親が抱える不安・悩みに対応できるよう、相談の場づくりや情報提供の充実を図ります。

主な取組み

- 地域子育て支援センター事業
- 保育所等における育児相談・子育て講座
- 家庭教育支援事業【再掲】
- ブックスタート・ブックスタートフォローアップ事業
- 保育所等における子育て支援事業
- プレイセンター事業
- 子育てサポーター事業
- 児童家庭相談【再掲】
- 利用者支援事業（保育・子育てコンシェルジュの配置）【再掲】
- 教育相談事業【再掲】

３ 子育てを支援する多様なサービスの充実

（１）保育サービスの充実

保護者の就労状況や就労意向など子育て家庭の置かれた状況や地域の実情などを十分に踏まえて、中・長期的な視点に立ち、多様な保育ニーズに対応できるよう、時間外保育や病後児保育といった保育サービスとともに、一時預かり事業など子育てを支援するサービスの充実を図ります。

主な取組み

- 預かり保育事業
- 一時預かり事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
- 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）
- ファミリー・サポート・センター事業
- 延長保育事業
- 病後児保育事業
- 休日保育事業
- 乳児保育事業
- 保育所等における保育体験事業
- 通常保育事業【再掲】

（２）放課後児童対策の充実

放課後や週末等における子どもの生活の場となる放課後児童会の環境を整備するとともに、安全かつ安心な居場所として、健全育成事業との連携を強化し、量的拡充と質の向上を図ります。

主な取組み

- 放課後児童会事業
- さやま元気っこ推進事業【再掲】

４ 子育てを支援する相談体制及び情報提供体制の充実

（１）相談体制の充実

保護者が子育てに関する不安や悩みをいつでも気軽に相談でき、子どもの発達段階に応じて、身近なことから専門的な内容まで幅広く対応できるよう、相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の積極的な周知を進めます。

また、孤立しがちな家庭に対しては、専門職等による訪問型の支援に取り組みます。

主な取組み

- 女性相談
- コミュニティソーシャルワーカー配置事業
- 利用者支援事業（保育・子育てコンシェルジュの配置）【再掲】
- 保育所等における育児相談・子育て講座【再掲】
- 育児支援家庭訪問事業【再掲】
- 児童家庭相談【再掲】
- 民生委員児童委員（主任児童委員）活動【再掲】
- 障がい者（児）相談支援事業
- 相談支援包括化事業

（２）情報提供体制の充実

子育てに関する情報アプリやホームページ・情報誌など、あらゆる機会や媒体などを活用して、子育てに役立つ情報や各種子育て支援サービスの情報を積極的に発信します。

また、身近な地域で親同士が交流し、気軽に情報交換ができるような広場づくりを推進します。

主な取組み

- 広報誌、パンフレット等による情報提供
- 子育て支援総合ガイドブックの作成・提供
- 子育て情報アプリ配信事業
- 利用者支援事業（保育・子育てコンシェルジュの配置）【再掲】
- 子育てサポーター事業【再掲】
- プレイセンター事業【再掲】

（３）子育て支援のネットワークづくり

効果的なサービスの提供や支援に向けて、子育てに関わる人材の発掘や育成、子育ての情報の一元化・共有化など、地域における子育て支援のネットワークづくりを推進します。

主な取組み

- 子どもネットワーク協議会【再掲】
- 子育てサポーター事業【再掲】
- 子育てボランティア・NPO等への支援

５ 配慮が必要な子どもと家庭への支援**（１）障がいのある子どもへの支援**

子どもの健全な発達に向けて、保健、医療、福祉、教育などの相互の連携を深め、乳幼児に対する健康診査などにより障がいの早期発見に努めます。

また、障がいのある子どもの発達や障がいに応じた適切なリハビリテーションの提供、支援教育、障がい福祉サービスの充実など、総合的な支援を進めます。

主な取組み

- 保育所等における障がい児保育事業
- 放課後児童会での障がい児の受け入れ
- 発達障がい児等支援事業
- 教育保障に向けた就学相談事業
- 障がい福祉サービス（介護給付費）
- 地域生活支援給付
- 補装具・日常生活用具の給付
- 重度障がい者医療費助成
- 南河内圏域障がい児（者）歯科診療
- 支援教育事業

- 障がい児通所給付事業
- 障がい者（児）相談支援事業【再掲】

（２）ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭では、子育ての心理的、経済的負担が大きいことから、きめ細かなサービスの展開を図り、子育て、生活、就業への総合的な支援を進めます。

主な取組み

- 母子保護の実施
- ひとり親家庭相談（母子・父子家庭相談）
- 母子・父子家庭自立支援事業
- 母子・父子自立支援プログラム策定事業
- 保育の優先利用
- 母子・寡婦福祉会の活動支援
- ひとり親家庭医療費助成

（３）多様性理解の促進

今後ますますグローバル化が進む中において、子どもが国際社会で活躍できるよう、多様性を理解する資質・能力・コミュニケーション力・情報活用能力等を育み、違いを認め合い、社会の一員として生きていける力を養う教育を進めるとともに、子どもや保護者に対して相談や支援に取り組みます。

主な取組み

- 学校教育自立支援通訳事業
- 教育相談事業【再掲】
- 人権教育・啓発・相談【再掲】

基本目標3 子育てを見守り支え合えるように

1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

(1) 多様な働き方への支援

保護者の就労意向の状況などを踏まえ、子育てをしながら社会参加ができるように、また次代の親となる若年層の自立を促進するために、就業に関する相談や就業能力の習得の場の提供などきめ細かな就業支援を進めます。

主な取組み

- 労働相談
- 能力開発のためのセミナー等の開催、就業に関する情報提供
- 仕事と家庭の両立のための広報、啓発
- 男女共同参画推進事業【再掲】

(2) スムーズな職場復帰への支援

就学前児童の保護者が産前・産後の休業や育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所等を利用できるよう、情報提供や相談支援を進めるとともに、計画的に教育・保育の提供体制の整備に努めます。

主な取組み

- 乳児保育事業【再掲】
- 利用者支援事業（保育・子育てコンシェルジュの配置）【再掲】

(3) ワーク・ライフ・バランスのための職場環境づくり

職場優先の働き方を見直し、男女がともに子育てなどの生活と両立しながら働くことができる就労環境づくりに向けて、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の意識を醸成し、企業や事業所に対して理解と協力を求める啓発を労働関係機関と連携して進めます。

主な取組み

- 労働相談【再掲】
- 仕事と家庭の両立のための広報、啓発【再掲】
- 男女共同参画推進事業【再掲】
- 子どもや子育てについての広報、啓発、情報提供

2 地域における子育て力の向上

(1) 子育てに関する理解や協力の推進

地域社会全体で子どもを守り、育てるという意識づくりを進めるとともに、子どもや子育てに関する理解を深め、市民一人ひとりが子育て支援に取り組むことができるよう、継続的な啓発や情報提供を進めます。

主な取組み

- 子ども・子育て支援事業計画の周知
- 子育て情報アプリ配信事業【再掲】
- 子どもや子育てについての広報、啓発、情報提供【再掲】

(2) 地域との協働による子育て支援の推進

子どもや子育て家庭を見守り支え合う地域社会づくりに向けて、地域住民による見守りネットワークの構築・強化を図るとともに、子育て中の親子が中心となっていく活動や地域における自主的な活動を促進します。

また、活動の場として身近な小公園や公共施設の空きスペースなどの地域資源の有効活用を進めます。

主な取組み

- 民生委員児童委員（主任児童委員）活動【再掲】
- 学校園地域連携推進事業（地域人材バンク）【再掲】
- 中学校区地域協議会事業【再掲】
- 学校開放事業【再掲】
- 子育てサポーター事業【再掲】
- 子育てサークルの育成・支援事業
- こども会、PTA 連絡協議会等の活動支援
- プレイセンター事業【再掲】
- ファミリー・サポート・センター事業【再掲】
- 子どもの居場所づくり推進事業【再掲】

(3) 住民のふれあいの促進

住民同士のつながりや地域の大人と子どものふれあいなどから、子どもと地域との関わりが深められるよう、世代を超えて交流できる活動や機会づくりを推進します。

主な取組み

- スポーツ大会・イベント事業への助成
- 保育所等における子育て支援事業【再掲】
- 総合型地域スポーツクラブ（コミュニティクラブ）推進事業【再掲】

3 親子が安心して暮らせる環境づくり

(1) 子どもにやさしい安全・安心な環境づくり

子育て家庭が安心して暮らせるように、移動しやすい道路環境などバリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、交通事故や犯罪から子どもを守るための安全対策の強化を図ります。

また、次代を担う青少年の健全育成に向けた取り組みや、有害環境の浄化等を通じた子どもの視点に立ったやさしい環境づくりを進めます。

主な取り組み

- 公共的施設等における施設整備
- 交通安全対策事業
- 登下校時の安全確保事業
- 「まもろう子ども」の推進
- 地域防犯活動
- 安全安心スクール
- 赤ちゃんの駅設置推進事業
- 赤ちゃんを守る防災 MEMO 作成・配布事業
- 青少年問題協議会【再掲】
- 青少年指導員会活動【再掲】

(2) 小児医療の充実

子どもの病気に関する正しい知識や「かかりつけ医」を持つことの重要性を啓発するとともに、子どもの急な発病に対応するため、近隣市や医師会などとの連携を図りながら、引き続き、小児医療体制の充実を図ります。

主な取り組み

- 小児休日・夜間救急医療【再掲】
- 周産期・小児医療に関する情報提供【再掲】
- かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬局の啓発【再掲】
- 小地域ネットワーク活動推進事業

(3) 子育てに関する経済的支援の充実

子育てに伴う経済的負担を軽減するため、子どもに関する各種手当の周知を図るとともに、家庭の実情に応じ、医療費や教育費をはじめとする子育てに関する経済的な支援の充実に努めます。

また、幼児教育・保育の無償化における給付について、情報提供に努めるとともに、円滑かつ適正な実施に向けた給付方法の検討を進めます。

主な取組み

- 子ども医療費助成
- 子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の軽減
- 妊産婦タクシー利用助成事業【再掲】
- 多胎妊婦健診追加助成事業【再掲】

4 子どもの貧困対策の充実

(1) 教育支援

貧困の連鎖を断ち切り、子ども一人ひとりの「生きる力」を伸ばしていくため、学ぶ意欲・態度を育むことを大切にしながら、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育てるとともに、日々の教育活動を通して、子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育の実践を推進します。

主な取組み

- 家庭学習バックアップ事業
- 生活困窮世帯子どもの学習支援事業
- 学力向上推進事業（さやまっ子ティーチャー、自学自習教材）【再掲】
- 家庭教育支援事業【再掲】
- 教育相談事業【再掲】
- 学校教育自立支援通訳事業【再掲】
- 学習支援チューター事業【再掲】
- さやま元気っこ推進事業【再掲】
- 子どもの居場所づくり推進事業【再掲】

(2) 生活支援

各世帯の経済的な問題をはじめとして、保護者の障がいや疾病、養育力等の課題によって、様々な困難や課題を抱えながら日々の生活を送っている子どもたちがいます。不安定で困難な状況で生活しているがゆえに生じる様々な格差をなくし、全ての子どもが健やかに成長し、社会的自立を果たしていくためには、保護者への生活支援に加えて様々な福祉施策により補完を行うなど、子どもの実態を踏まえた柔軟な対応を行います。

主な取組み

- こんにちは赤ちゃん訪問事業【再掲】
- 子育て世代包括支援センターの充実

- 産前・産後サポート事業
- プール開放事業【再掲】
- 相談支援事業
- 養育支援訪問事業
- 産後ケア事業【再掲】
- 相談支援包括化事業【再掲】

（３）保護者の就労・社会的自立に向けた支援

生活に困窮する世帯に対し、その程度に応じて必要な保護を行うとともに、各種就労支援事業や教育訓練事業等を実施し、就労・社会的自立に向けた支援を推進します。

主な取組み

- ひとり親家庭の親に対する就業支援
- ひとり親家庭への高等職業訓練促進給付金等の支給
- ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付金の支給
- ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援
- 能力開発のためのセミナー等の開催、就業に関する情報提供【再掲】

（４）経済的支援

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある家庭に対し、幅広い分野の制度、施策・事業を充実させ、経済的支援を推進します。

主な取組み

- 上下水道料金福祉減免制度
- ひとり親家庭等児童給付金
- 児童扶養手当の支給
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付
- 生活保護制度による大学等への進学者に対する進学準備給付金
- 放課後児童会事業【再掲】
- ひとり親家庭医療費助成【再掲】
- 子ども医療費助成【再掲】
- 就学援助事業
- 生活保護制度による教育扶助
- 子ども・子育て支援新制度の利用者負担軽減【再掲】
- 生活保護制度による高等学校就学者に対する生業扶助
- 一時預かり保育料の負担軽減



第5章

**教育・保育や地域子ども・子育て
支援事業の量の見込みと提供体制**



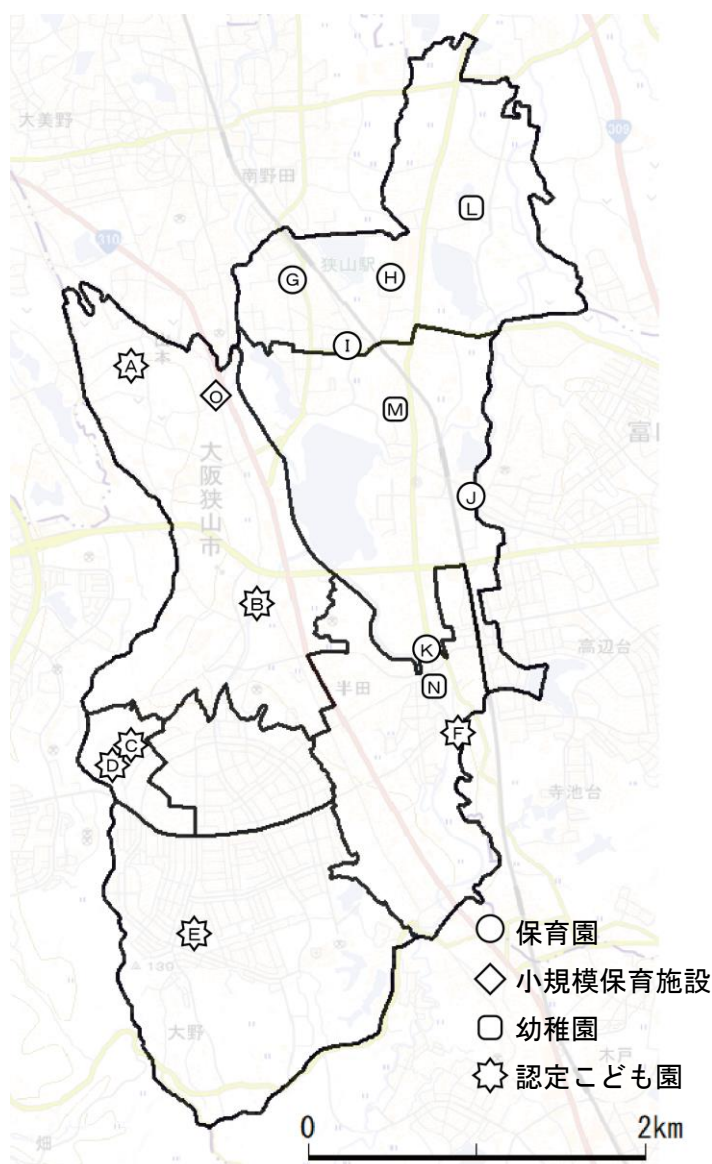
第5章 教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

1 教育・保育の提供区域

「子ども・子育て支援法」第61条第2項では、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を設定するための施設の整備の状況その他の状況を総合的に勘案して教育・保育の提供区域を設定するとされています。

本市では、市全体を1つの区域として設定します。

教育・保育施設の分布状況【再掲】



●認定こども園（5施設）

小学校区	施設名
西	A：山本こども園
	B：大谷さやまこども園
南第三	C：市立こども園 (0～3歳児施設)
	D：市立こども園 (4・5歳児施設)
南第二	E：大野台こども園
第七	F：つぼみこども園

●保育園（5施設）

小学校区	施設名
北	G：池尻なな保育園
	H：ルンビニ保育園
	I：池尻保育園
東	J：きらり保育園
	K：花梨つばさ保育園

●幼稚園（3施設）

小学校区	施設名
北	L：東野幼稚園
東	M：東幼稚園
第七	N：半田幼稚園

●小規模保育施設（1施設）

小学校区	施設名
西	O：サニーサイド

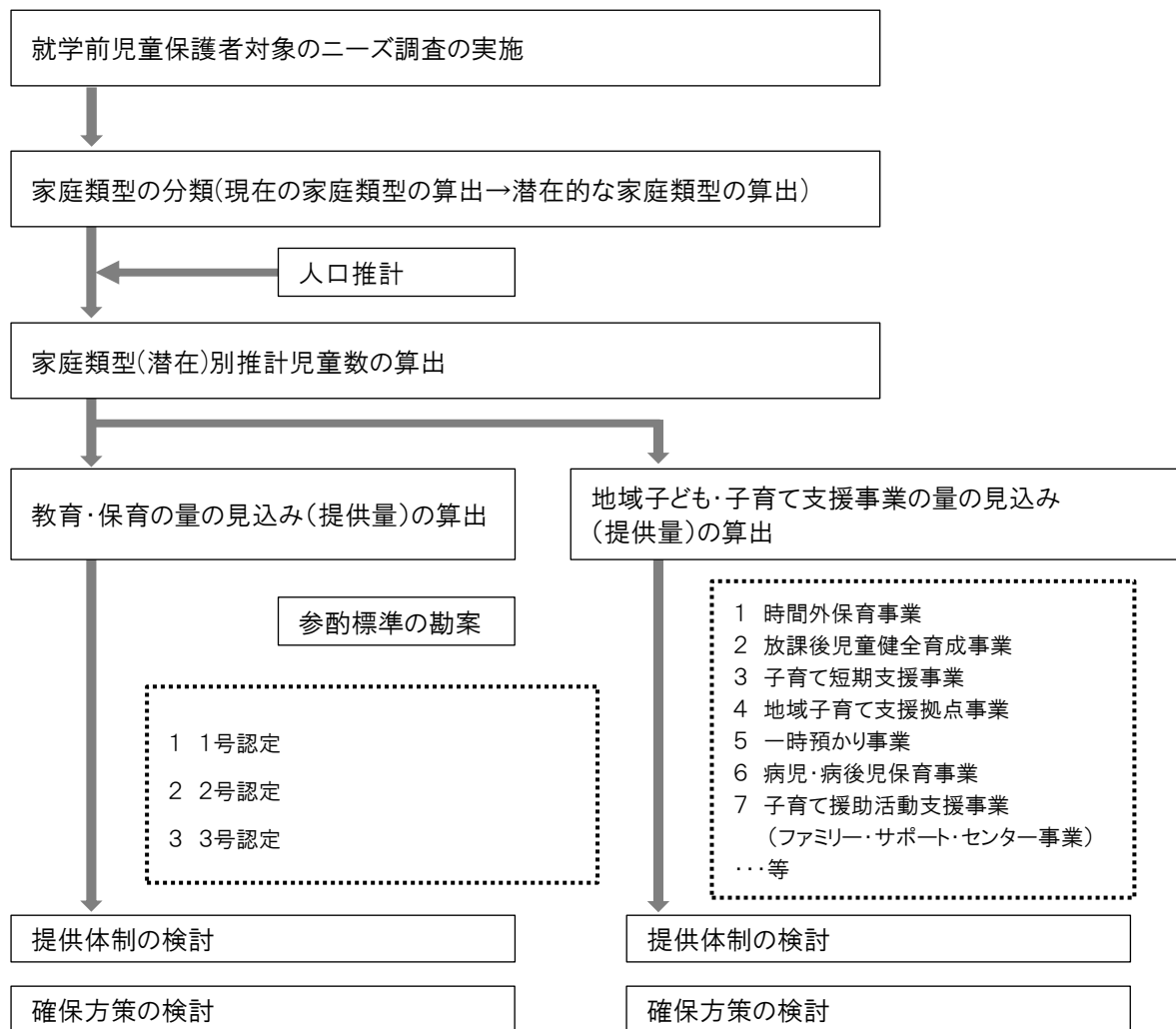
※各施設は小学校区関係なく利用できます。

2 子育て支援に関する量の見込みの推計方法等について

(1) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計にあたっては、就学前児童の保護者を対象としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、修正・加工を行いました。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上で保育を必要としない就学前の子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所 認定こども園 小規模保育 等

(2) 人口推計（推計児童数の算出）

人口推計については、国が提示するワークシートを活用し住民基本台帳の人口などを用いて、コーホート変化率法※により算出しました。

子ども人口の推計

単位：人

	実 績			推 計				
	平成29年	平成30年	平成31年 (令和元年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0～11歳	6,262	6,380	6,403	6,410	6,431	6,409	6,422	6,473
0歳	423	463	441	434	430	430	427	425
1歳	488	487	511	486	479	475	475	472
2歳	503	530	512	538	512	505	501	501
3歳	488	538	553	534	561	534	527	523
4歳	493	506	549	564	545	572	545	538
5歳	483	506	515	559	574	554	582	555
0～5歳	2,878	3,030	3,081	3,115	3,101	3,070	3,057	3,014
6歳	545	510	525	534	579	595	574	604
7歳	588	550	512	527	536	581	597	576
8歳	553	594	556	518	533	542	587	603
9歳	568	555	597	559	521	536	545	590
10歳	562	573	556	598	560	522	537	546
11歳	568	568	576	559	601	563	525	540
6～11歳	3,384	3,350	3,322	3,295	3,330	3,339	3,365	3,459

資料：住民基本台帳からコーホート変化率法による推計（各年3月31日）

※コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート毎の数年間の人口の増減を人口の変化率として、その変化率が将来も大きく変わらないものとして人口を推計する方法です。

(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の算出

家庭類型（現在・潜在）別児童数の算出では、国の手引きに従ってニーズ調査結果から家庭類型の現状割合とともに、今後1年以内に転職の希望や無業からの就労希望等の意向を反映させた潜在割合を算出します。

児童（0～5歳）の家庭類型（現在・潜在）の割合

単位：％

家庭類型	説 明	現在	潜在
タイプA	ひとり親家庭	7.0	7.0
タイプB	フルタイム×フルタイム	40.6	45.0
タイプC	フルタイム×パートタイム (月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	19.4	19.8
タイプC'	フルタイム×パートタイム (月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	7.0	12.5
タイプD	専業主婦（夫）	25.3	15.0
タイプE	パートタイム×パートタイム (双方が月120時間以上+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプE'	パートタイム×パートタイム (いずれかが月下限時間[48～64時間]未満+月下限時間[48～64時間]～120時間の一部)	0.0	0.0
タイプF	無業×無業	0.7	0.7

3 教育・保育に関する実績と量の見込み及び提供体制の確保方策

(1) 幼稚園・認定こども園

幼稚園・認定こども園で、満3歳以上で保育を必要としない「1号認定」子どもの利用状況（量の見込み）を把握し、提供体制を整備します。

1号認定（教育の利用状況）

単位：人

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
①利用希望者数	840	746	815	878	860
②提供量	1,461	1,471	1,363	1,069	1,168
特定教育・ 保育施設	1,008	1,051	949	612	795
市内	1,005	1,035	890	552	675
市外	3	16	59	60	120
確認を受けない 幼稚園※（市外）	453	420	414	457	373
②－①	621	725	548	191	308

各年4月1日時点

※確認を受けない幼稚園とは、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付を受けない（子ども・子育て支援新制度に移行していない）幼稚園です。

1号認定（教育利用提供体制の確保方策）

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計	859	871	860	857	838
②提供体制	1,153	1,230	1,120	1,135	1,135
特定教育・ 保育施設	795	867	762	777	777
市内	675	747	642	657	657
市外	120	120	120	120	120
確認を受けない 幼稚園（市外）	358	363	358	358	358
②－①	294	359	260	278	297



確保方策	○利用者推計に対し、提供体制が過大となっています。今後、利用者のニーズに応じて市立幼稚園の再編・統合について検討を進めるとともに、教育・保育の質を高めていく取組みを推進していきます。
------	---

（２）保育所・認定こども園及び地域型保育事業

保育所・認定こども園で、保育を必要とする満３歳以上の「２号認定」子どもと、満３歳未満の「３号認定」子どもの利用状況（量の見込み）を把握し、提供体制を整備します。

２号認定・３号認定（保育の利用状況）

単位：人

実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
①利用希望者数	880	980	1,073	1,138	1,258
２号認定	530	593	614	645	716
３号認定	350	387	459	493	542
０歳	47	56	68	70	64
１・２歳	303	331	391	423	478
②提供量	805	944	942	1,064	1,256
特定教育・ 保育施設	805	932	930	1,052	1,244
市内	801	921	921	1,026	1,206
市外	4	11	9	26	38
特定地域型保育 事業	0	12	12	12	12
②－①	▲75	▲36	▲131	▲74	▲2

各年４月１日時点

２号認定・３号認定（保育利用提供体制の確保方策）

単位：人

推計値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①利用者推計	1,273	1,267	1,253	1,248	1,230
２号認定	734	744	735	732	716
３号認定	539	523	518	516	514
０歳	68	67	67	67	66
１・２歳	471	456	451	449	448
②提供体制	1,255	1,276	1,276	1,316	1,316
特定教育・ 保育施設	1,243	1,264	1,264	1,304	1,304
市内	1,206	1,227	1,227	1,267	1,267
市外	37	37	37	37	37
特定地域型保育 事業	12	12	12	12	12
②－①	▲18	9	23	68	86



確保方策	○女性の社会参画に伴い、保育ニーズは今後とも増加見込みのため、既存施設の保育定員の見直しや拡充等により、２号・３号認定子どもの定員の拡大を図ります。
------	--

4 地域子ども・子育て支援事業に関する実績と量の見込み 及び提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

利用者支援事業の利用状況

単位：か所

実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
①必要事業数		2	2	3	3
②提供量		2	2	3	3

平成 28 年度から事業実施
平成 31 年度は見込値

利用者支援事業の必要事業数の推計と提供体制

単位：か所

推計値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①必要事業数の推計	3	3	3	3	3
②提供体制	3	3	3	3	3
基本型	2	2	2	2	2
特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
②－①	0	0	0	0	0



確保方策	【基本型】（ぽっぽえん・UPっぴ） ○平成31年1月より新たに開設した子育て支援・世代間交流センター“UPっぴ”にも専門の保育・子育てコンシェルジュを配置し、保護者が抱える育児不安や負担の軽減を図るとともに、教育や保育施設また、地域の子育てサービスを円滑に利用できるよう、相談や情報提供など個々のニーズにあった必要な支援として相談や助言を行います。 【母子保健型】（保健センター） ○引き続き大阪府助産師会に助産師の派遣業務を委託することにより、保健センターにて助産師や保健師による、子育て支援に関する情報提供や相談支援、関係機関との連絡調整を行います。
------	---

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けた子どもが通常の利用時間以外で、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

延長保育事業（時間外保育事業）の利用状況

単位：人、か所

実績値		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
①総利用者数		529	661	642	559	583
提供量	②人数	550	525	504	496	478
	施設数	8	8	9	10	11
②－①		21	▲136	▲138	▲63	▲105

平成 31 年度は見込値

延長保育事業（時間外保育事業）の利用者推計と提供体制

単位：人、か所

推計値		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①利用者推計		598	606	599	597	583
提供体制	②人数	598	606	599	597	583
	施設数	11	11	11	11	11
②－①		0	0	0	0	0



確保方策	○延長保育事業は、認定こども園・保育所等の実利用定員分の提供が可能であり、引き続きすべての施設で実施することで提供体制を確保します。なお、保育時間の拡大については、今後の保護者のニーズや利用者数の状況など必要に応じて対応していきます。
------	---

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童会）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童について、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。本市では、放課後児童会が該当します。

放課後児童健全育成事業（放課後児童会）の利用状況

単位：人、か所

実績値		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
①総利用者数		602	674	755	729	753
	1 年生	188	211	234	220	231
	2 年生	173	179	187	217	207
	3 年生	122	143	172	148	170
	4 年生	86	91	96	101	80
	5 年生	25	43	47	27	48
	6 年生	8	7	19	16	17
提供量	②人数	602	674	755	729	753
	施設数	7	7	7	7	10
②－①		0	0	0	0	0

施設数は民間事業所を含む
各年4月1日時点

放課後児童健全育成事業（放課後児童会）利用者推計と提供体制

単位：人、か所

推計値		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①利用者推計		852	882	882	882	882
	1 年生	269	242	246	263	251
	2 年生	214	257	212	216	233
	3 年生	180	217	257	212	216
	4 年生	119	83	100	120	97
	5 年生	49	70	48	58	70
	6 年生	21	13	19	13	15
提供体制	②人数	852	882	882	882	882
	施設数	10	11	11	11	11
②－①		0	0	0	0	0

施設数は民間事業所を含む



確保方策	○放課後児童会を安全に提供するため、利用状況に応じて提供体制を確保するとともに、支援員等の確保に引き続き努めます。併せて、民間の協力も得ながら、地域の受け皿を構築する取組みを進めます。また、放課後児童会以外の放課後の居場所づくり事業との連携も深めながら、地域課題として量の見込みに応じた確保方策を展開していきます。
------	---

（４）子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ必要な保護を行う事業です。

子育て短期支援事業の利用状況

単位：人

実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
①総利用者数	18	14	0	0	7
②提供量	52	49	47	47	45
②－①	34	35	47	47	38

平成 31 年度は見込値
一人あたり複数回利用含む

子育て短期支援事業の利用者推計と提供体制

単位：人

推計値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①利用者推計	20	20	20	20	20
②提供体制	45	45	45	45	45
②－①	25	25	25	25	25

一人あたり複数回利用含む



確保方策	○家庭における児童の養育が一時的に困難となったり、緊急に保護を必要とする場合等に、児童福祉施設における養育・保護を行います。
------	--

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談支援、養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の利用状況

単位：人

実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
①総利用者数	451	421	448	450	500
②提供量	391	379	370	416	407
②－①	▲60	▲42	▲78	▲34	▲93

平成 31 年度は見込値

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の利用者推計と提供体制

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計	500	480	480	480	480
②提供体制	500	480	480	480	480
②－①	0	0	0	0	0



確保方策	○引き続き、助産師や保健師が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に訪問し、子育て支援に関する情報提供や相談支援、養育環境等の把握を行います。
------	--

（6）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業の利用状況

単位：人

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
①総利用者数	0	5	8	9	6
②提供量	3	3	3	3	3
②－①	3	▲2	▲5	▲6	▲3

平成31年度は見込値

養育支援訪問事業の利用者推計と提供体制

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計	9	10	10	10	10
②提供体制	9	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0



確保方策	○養育支援訪問事業を安定的に供給するために事業の運営を行う育児支援家庭訪問員への研修を実施し、事業を行う上で必要な知識の幅を広げ、他の関係機関とも連携し、事業を実施します。
------	--

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業の利用状況

単位：人、か所

実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
①総利用者数	24,761	23,251	20,382	28,038	39,391
②実施か所数	3	3	3	4	4

平成 31 年度は見込値
一人あたり複数回利用含む

地域子育て支援拠点事業の利用者推計と提供体制

単位：人、か所

推計値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①利用者推計	39,500	40,000	40,000	40,000	40,000
②実施か所数	4	4	4	4	4

一人あたり複数回利用含む



確保方策	○乳幼児に安心・安全な遊び場を用意し、乳幼児や保護者同士の交流、子育て講座、気軽に相談できる場所を提供します。また、平成31年1月より子育て支援・世代間交流センター“UPっぴ”を開設したことに伴い、さらに子育て支援を充実させていきます。
------	--

(8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◆「幼稚園・認定こども園（教育利用）在園児を対象とした預かり保育」

一時預かり事業の利用状況

単位：人

実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
①総利用者数	8,471	7,927	10,531	12,397	13,036
②提供量	24,244	23,283	22,163	22,003	20,929
②－①	15,773	15,356	11,632	9,606	7,893

平成 31 年度は見込値
一人あたり複数回利用含む

一時預かり事業の利用者推計と提供体制

単位：人、か所

推計値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①利用者推計	13,359	13,544	13,383	13,334	13,028
提供体制	②延べ人数	13,359	13,544	13,383	13,334
	施設数	8	8	8	8
②－①	0	0	0	0	0

一人あたり複数回利用含む



確保方策	〇市立幼稚園・認定こども園で実施するとともに、民間の幼稚園及び認定こども園と連携して提供体制を整えます。
------	--

◆「幼稚園・認定こども園（教育利用）在園児を対象とした預かり保育」以外の一時預かり事業

一時預かり事業の利用状況

単位：人

実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
①総利用者数	7,732	4,828	4,058	4,346	3,799
保育所実施分	6,639	3,766	2,716	2,363	2,337
	その他施設分	1,093	1,062	1,983	1,462
②提供量	13,855	13,096	12,766	12,396	12,165
②－①	6,123	8,268	8,708	8,050	8,366

平成 31 年度は見込値
一人あたり複数回利用含む

一時預かり事業の利用者推計と提供体制

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計	3,790	3,731	3,713	3,702	3,694
②提供体制	3,790	3,731	3,713	3,702	3,694
保育所実施分	2,328	2,269	2,251	2,240	2,232
その他施設分	1,462	1,462	1,462	1,462	1,462
②－①	0	0	0	0	0

一人あたり複数回利用含む



確保方策	○市内の保育所及び認定こども園等と連携して提供体制を整えます。
------	---------------------------------

(9) 病児病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

病児病後児保育事業の利用状況

単位：人

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
①総利用者数	8	6	9	8	10
②提供量	900	900	872	858	827
②－①	892	894	863	850	817

平成31年度は見込値

病児病後児保育事業の利用者推計と提供体制

単位：人

推計値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者推計	20	20	20	20	20
②提供体制	50	50	50	50	50
②－①	30	30	30	30	30



確保方策	○病後児保育事業については、現在、病後児保育施設1か所により実施しています。また、病児保育事業については、病状変化に対応できる小児科医との連携体制整備が必要なことから、引き続き調整を進めます。
------	--

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用状況

単位：人

実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
①総利用者数	292	400	400	223	150
②提供量	275	278	277	270	268
②－①	▲17	▲122	▲123	47	118

平成 31 年度は見込値
一人あたり複数回利用含む

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）の利用者推計と提供体制

単位：人

推計値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①利用者推計	150	150	150	150	150
②提供体制	150	150	150	150	150
②－①	0	0	0	0	0

一人あたり複数回利用含む



確保方策	○子育ての相互援助をさらに進めるため、市民への周知に努めます。
------	---------------------------------

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査の利用状況

単位：人

実績値	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 (令和元年度)
①総利用者数	5,300	5,190	5,514	5,887	6,100
②提供量	5,474	5,306	5,180	5,824	5,698
②－①	174	116	▲334	▲63	▲402

平成 31 年度は見込値
一人あたり複数回利用含む

妊婦健康診査の利用者推計と提供体制

単位：人

推計値	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①利用者推計	6,100	6,000	6,000	6,000	6,000
②提供体制	6,100	6,000	6,000	6,000	6,000
②－①	0	0	0	0	0

一人あたり複数回利用含む



確保方策	○妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦一人あたり14回まで妊婦健康診査費の助成を継続して実施します。
------	--



第 6 章

計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画を実行性のあるものとするためには、社会を構成する様々な主体が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深めるとともに、本計画の基本理念を共有し、協働を通じて、それぞれが主体的に子ども・子育て支援に取り組んでいくことが必須となります。

また、子ども・子育て支援を全庁的な取り組みとして推進していくためにも、庁内の福祉・保健・医療・教育・生活などの様々な部局間との横断的な連携・調整を図り、各年度における関連施策・事業の進捗管理や見直し・改善を進めます。併せて、国や大阪府、近隣市町村との連携も積極的に図ります。

さらに、地域における子ども・子育て支援に関する現状や課題・問題点を把握、共有するとともに、各主体の様々な取り組みとの連携、協力、支援を積極的に進めることで、計画の推進体制の充実を図ります。

2 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があります。

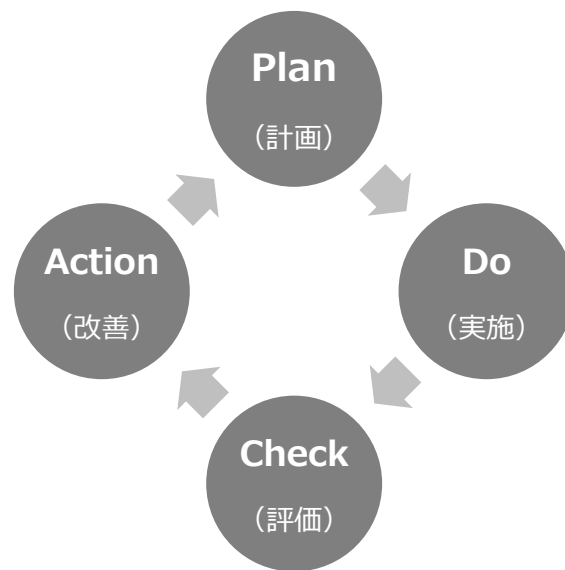
計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページ、子育て支援情報アプリ等を活用するとともに、地域子育て支援拠点施設や幼稚園・保育所・認定こども園・各公共施設等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用するとともに、地域や事業主と連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

3 計画の点検・評価

本計画の点検と評価については、公募による市民、学識経験者、児童の健全育成を目的とする団体の代表、保育所や幼稚園、子育て支援事業の関係者で構成する「大阪狭山市子ども・子育て協議会」において、計画に基づく施策・事業の実施状況等についての点検、評価を毎年実施するとともに、必要な取組みを追加するなどPDCAサイクルにより計画を推進します。

また、施策・事業の実施状況との評価結果については、市ホームページ等を通じて公表します。





資 料 編



資料編

1 大阪狭山市子ども・子育て協議会条例

平成 25 年 3 月 27 日

条例第 20 号

改正 平成 28 年 3 月 28 日

条例第 13 号

(設置等)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、市長及び市教育委員会（以下「委員会」という。）の附属機関として大阪狭山市子ども・子育て協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営については、この条例に定めるところによる。

(用語の定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども・子育て支援 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。
- (2) 特定教育・保育施設 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- (3) 特定地域型保育事業 法第 29 条第 1 項に規定する特定地域型保育を行う事業をいう。
- (4) 子ども・子育て支援事業計画 法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、次の各号に掲げる事項に関し意見を述べ、又は調査審議するものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長及び委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 児童の健全育成を目的とする団体の代表
- (5) その他市長又は委員会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局こども政策部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

2 大阪狭山市子ども・子育て協議会委員名簿

◎会長、○副会長 敬称略

区分	機関及び団体名	氏名
学識経験者	大学教授等	◎地下 まゆみ
一般市民	公募の市民	貝原 有希子
		大畑 恵美
		上村 杏子
	市内保育園・幼稚園・認定こども園の保護者	久篠 慎太郎
		井上 麻美
児童の健全育成を目的とする団体の代表	大阪狭山市民生委員・児童委員協議会代表	加賀 英美子
	大阪狭山市青少年指導員会代表	松本 節子
子ども・子育て支援事業に従事する者	民間保育園・幼稚園・認定こども園代表	吉川 竜平
		小栗 真由美
		○前田 敦史
		今村 尚美
	子育て支援事業関係者代表	燈田 礼子
		村田 信代

(令和元年6月1日現在)

3 大阪狭山市子ども・子育て協議会の審議経過

【平成 30 年度】

開催日	内 容	
平成 30 年 9 月 27 日	第 1 回	・ 子ども・子育て支援事業計画に係る平成29年度事業の評価について
平成 31 年 3 月 20 日	第 2 回	・ 子ども・子育て支援事業計画に係る平成29年度事業の評価について ・ 幼保連携型認定こども園の利用定員の設定について ・ 第 2 期子ども・子育て支援事業計画のアンケート調査について

【平成 31 年度（令和元年度）】

開催日	内 容	
令和元年 7 月 12 日	第 1 回	・ 子どもの育ちと子育てに関するアンケート調査の結果について ・ 子ども・子育て支援事業計画に係る平成30年度の事業実績について ・ 子どもの貧困対策に資する事業について
令和元年 9 月 27 日	第 2 回	・ 子ども・子育て支援事業計画に係る平成30年度の事業実績について ・ 実施計画に登載する事業について ・ 子どもの貧困対策に資する事業について ・ 第 2 期計画書の施策体系（案）について
令和元年 11 月 14 日	第 3 回	・ 平成 30 年度子ども子育て施策評価について ・ 子ども・子育て支援事業計画（第 1 章～第 3 章）（案）について
令和元年 12 月 16 日	第 4 回	・ 子ども・子育て支援事業計画（第 1 章～第 3 章）（案）について
令和 2 年 1 月 21 日	第 5 回	・ 子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和 2 年 3 月 24 日	第 6 回	・ 子ども・子育て支援事業計画について

4 大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画策定経過

【平成 30 年度】

時 期	内 容
平成 30 年 4 月 16 日	第 1 回大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議※
平成 30 年 8 月 13 日	第 2 回大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議
平成 31 年 2 月 7 日～20 日	子どもの育ちと子育てに関するアンケート調査の実施 対象：就学前児童、就学児童のいる各 1,000 世帯

【平成 31 年度（令和元年度）】

時 期	内 容
令和元年 8 月 22 日	第 1 回大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議
令和 2 年 1 月 20 日	子ども・子育て協議会が子ども・子育て支援事業計画（素案）を提出
令和 2 年 1 月 27 日	第 2 回大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議
令和 2 年 2 月 3 日～21 日	事業計画（素案）に対するパブリックコメント（市民意見）の募集
令和 2 年 3 月 25 日	第 3 回大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議

※子ども・子育て支援事業計画推進本部会議とは、市長を本部長とする幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援施策を総合的に推進するために設置した横断的な庁内組織です。



第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画

さやまっ子のびのびプラン

発行年月日 令和2年3月

発 行 大阪狭山市 こども政策部 子育て支援グループ

〒589-8501

大阪狭山市狭山一丁目 2384 番地の 1

TEL 072-366-0011（代表） FAX 072-367-1254





子ども・子育て支援事業計画